

# 農政新時代

～ 水田・畑作分野における T P P 対策 ～



平成 2 8 年 2 月

農林水産省政策統括官

～はじめに～

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、  
昨年10月に大筋合意に至りました。

交渉は、即時の関税撤廃が原則の中で、水田・畑  
作品目については、現行の国家貿易制度の維持な  
ど、多くの例外措置を獲得することができました。

しかしながら、国産の販売価格に影響を及ぼすこと  
も懸念されることから、政府の「TPP総合対策本部」で  
決定された政策大綱に基づき、経営安定のための  
備えや体質の強化に取り組んでまいります。

# 目 次

## 水田・畑作品目毎のTPP影響分析や今後の対策

### 米関係

|       |   |
|-------|---|
| 交渉結果  | 2 |
| 現況    | 2 |
| 結果分析  | 3 |
| 影響試算  | 3 |
| 今後の対策 | 4 |

### 麦関係

|       |   |
|-------|---|
| 小麦    |   |
| 交渉結果  | 5 |
| 現況    | 5 |
| 結果分析  | 6 |
| 影響試算  | 6 |
| 大麦    |   |
| 交渉結果  | 7 |
| 現況    | 7 |
| 結果分析  | 8 |
| 影響試算  | 8 |
| 今後の対策 | 9 |

### 甘味資源作物関係

|       |    |
|-------|----|
| 砂糖    |    |
| 交渉結果  | 10 |
| 現況    | 10 |
| 結果分析  | 11 |
| 影響試算  | 11 |
| でん粉   |    |
| 交渉結果  | 12 |
| 現況    | 12 |
| 結果分析  | 13 |
| 影響試算  | 13 |
| 今後の対策 | 14 |

### 豆類関係

|      |    |
|------|----|
| 交渉結果 | 15 |
| 現況   | 15 |
| 小豆   |    |
| 結果分析 | 16 |
| 影響試算 | 16 |
| いんげん |    |
| 結果分析 | 17 |
| 影響試算 | 17 |
| 落花生  |    |
| 現況   | 18 |
| 結果分析 | 18 |
| 影響試算 | 19 |



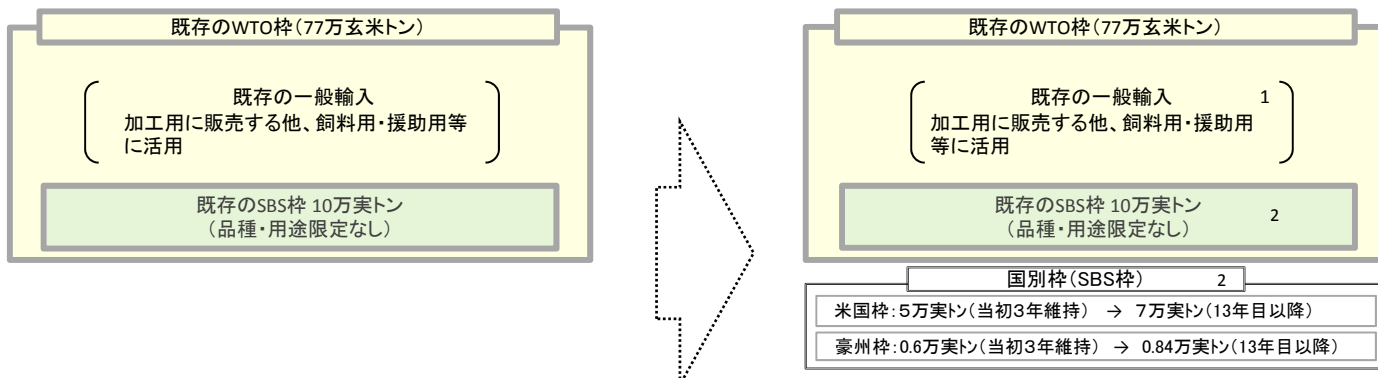
# 水田・畑作品目毎の TPP影響分析や今後の対策

# 米：交渉結果

## 米及び米粉等の国家貿易品目

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貨品目を対象として一体的に運用。)

注:SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。



(注)※1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万実トン)へ変更する予定。

※2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を行う予定。

## 米の調製品・加工品等(民間貿易品目)

■ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減。(合計13品目)

- ・米粉調製品(加糖): 23.8%→17.8%(▲25%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約1万6千トン(2011～13年平均)]
- ・米粉調製品(無糖): 16.0%→13.6%(▲15%・4年目)[TPP参加国からの輸入量: 約4千トン(2011～13年平均)]
- ・その他11品目 : ▲5%の即時削減

■ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計16品目)

- ・穀物加工品(粟粥等): 21.3%→5.3%(▲75%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約130トン(2011～13年平均)]
- ・その他15品目: 0～11年目で関税撤廃

# 米：現況

○ 米は、国民の主要食糧の一つであり、国内における米の安定的な生産とその継続を確保するため、WTO協定で約束したミニマム・アクセスを超える数量について、高い二次税率によりその輸入(枠外輸入)を抑制するとともに、ミニマム・アクセス米(枠内輸入)については、国家貿易を通じて国が輸入差益を徴収しつつ、用途に応じた売渡し管理を行っている。

| 【生産量】                 |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| 国内生産量(水稲)             | 主な生産地(2013年産、水陸稲)                |
| 8,603千玄米ト<br>(生産量シェア) | 新潟県 (8%)<br>北海道 (7%)<br>秋田県 (6%) |
| うち主食用<br>8,182千玄米ト    |                                  |

出典: 作物統計

| 【輸入量】              |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 輸入量                | 主な輸入先国(2013年度)                  |
| 77万玄米ト<br>(輸入量シェア) | 米国 (47%)<br>タイ (46%)<br>豪州 (5%) |

(注)輸入量は、ミニマム・アクセス米の2013年度の輸入契約数量。

| 【価格】          |      |      |      |      |      |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 価格の推移(円/精米kg) |      |      |      |      |      |
| 年             | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
| 国内価格          | 251  | 220  | 264  | 286  | 246  |
| 国際価格          | 101  | 69   | 67   | 63   | 72   |

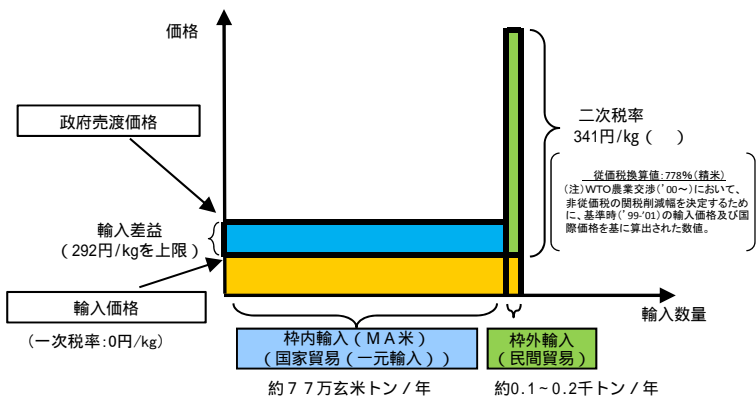
出典: 農林水産省「米をめぐる関係資料」

(注1)国内価格は、相対取引価格の年産平均から消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格を精米換算したもの。(年産ベース)

(注2)国際価格は、カリフォルニア州産短粒種の現地精米所出荷価格(暦年ベース)

| 【国境措置】                    |  |
|---------------------------|--|
| 関税率(〔〕は従価税換算値)            | 国境措置の概要                                    |
| 一次税率<br>無税                | ○ 枠内<br>・国家貿易によるミニマム・アクセス(MA)米の輸入(輸入差益の徴収) |
| 二次税率<br>341円/kg<br>〔778%〕 |  |
| 〔輸入差益上限<br>292円/kg〕       | ○ 枠外<br>・高水準の関税                            |

(WTO農業交渉上の換算値)



# 米：結果分析

## 基礎データ

| 国内生産量<br>(2013年産、水稲)        |      | 主な生産地(2013年産、水陸稲)<br>(生産量シェア) |                        |                        | 輸入量<br>(2013年度)               |                     | 主な輸入先国<br>(輸入量シェア)  |   |                      |  |
|-----------------------------|------|-------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|---|----------------------|--|
| 860万玄米トン<br>うち主食用 818万玄米トン  |      | 新潟県<br>66万玄米トン<br>(8%)        | 北海道<br>63万玄米トン<br>(7%) | 秋田県<br>53万玄米トン<br>(6%) | 77万玄米トン<br>【うちTPP参加国 40万玄米トン】 |                     | 米国<br>36万玄米トン (47%) | タイ<br>35万玄米トン<br>(46%)  | 豪州<br>4万玄米トン<br>(5%) |  |
| 価格・生産量・輸入量の推移(円/精米kg・万玄米トン) |      |                               |                        |                        | 関税率                           |                     | 国境措置の概要             |   |                      |  |
|                             | 2010 | 2011                          | 2012                   | 2013                   | 2014                          | 一次税率<br>無税          | 二次税率<br>341円/kg     | ○ 枠内<br>国家貿易によるミニマム・アクセス<br>(MA) 米の輸入(輸入差益の徴収)<br>○ 枠外<br>高水準の関税(341円/kg) |                      |  |
| 国内価格                        | 220  | 264                           | 286                    | 246                    | 202                           | 〔輸入差益上限<br>292円/kg〕 |                     |   |                      |  |
| 国際価格                        | 69   | 67                            | 63                     | 72                     | 107                           |                     |                     |   |                      |  |
| 国内生産量                       | 824  | 813                           | 821                    | 818                    | 789                           |                     |                     |   |                      |  |
| 輸入量                         | 77   | 77                            | 77                     | 77                     | 77                            |                     |                     |   |                      |  |

(注1) 国内価格は、相対取引価格の年産平均から消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格を精米換算したもの。(年産ベース)  
 (注2) 国際価格は、カリフォルニア州産短粒種の現地精米所出荷価格(暦年ベース)。(注3) 国内生産量は、主食用米の生産量。  
 (注4) 輸入量は、MA米の輸入契約数量。

出典：作物統計(農林水産省)、米をめぐる関係資料(農林水産省)等

## 交渉結果

| 品目/<br>現在の関税率                           | 合意内容   |
|---|--|
| 米<br>一次税率 無税+マーク<br>アップ<br>二次税率 341円/kg | <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(341円/kg)を維持。</li> <li>その上で、既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     米国：5万実トン(当初3年維持)<br/>                               →7万実トン(13年目以降)<br/>                     豪州：0.6万実トン(当初3年維持)<br/>                               →0.84万実トン(13年目以降)                 </div> |

## 結果分析

• これまでの基本的な輸入の枠組みは変更せず、関税撤廃の例外や現行の国家貿易制度の維持など、多くの例外措置を獲得。



• したがって、国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い。  
 • 他方、国別枠により輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されることから、備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要。

# 米：影響試算

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 関税率(TQ、国貨品目は二次税率) | 341円/kg (568.4 - 777.7%) 国貨品目 |
| 主産地(農業産出額上位5位)    | 新潟県、北海道、秋田県、山形県、茨城県           |
| 国内生産量             | 818万玄米トン                      |
| 輸入量(うちTPP参加国)     | 77万玄米トン(40万玄米トン)              |

## 考え方(シナリオ)

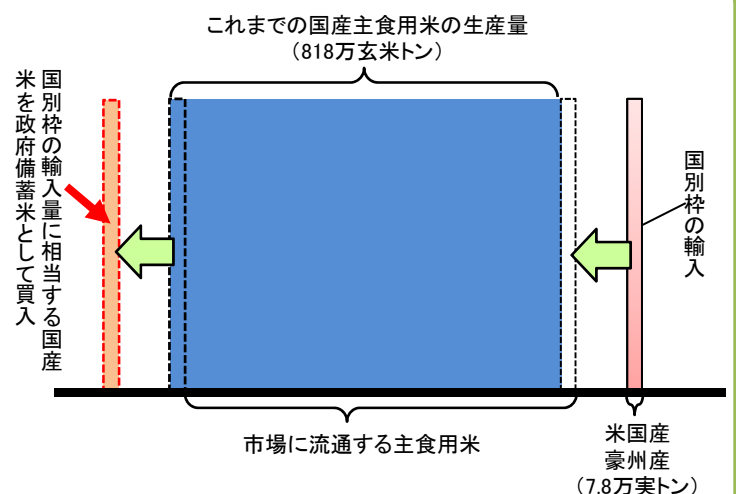
### 〔試算の前提〕

- 交渉の結果、現行の国家貿易制度や枠外税率を維持した上で、米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。
- この結果、国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い一方で、国別枠により輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念される。
- 民間貿易品目の調製品等については、一定の輸入がある品目等は、少ない関税削減幅に留まっていること等から、輸入が増加することなどの影響は見込まれない。

### 〔国内対策による影響緩和〕

- これに対し、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、毎年の政府備蓄米の運営を見直し、新たな国別枠の輸入量に相当する国産米を確実に政府が備蓄米として買い入れることから、国産主食用米の生産量や農家所得に影響は見込み難い。
- 加えて、攻めの農林水産業への転換を図る観点から、稲作農業の体質強化を加速化する。

## イメージ図



国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得に影響は見込み難い。

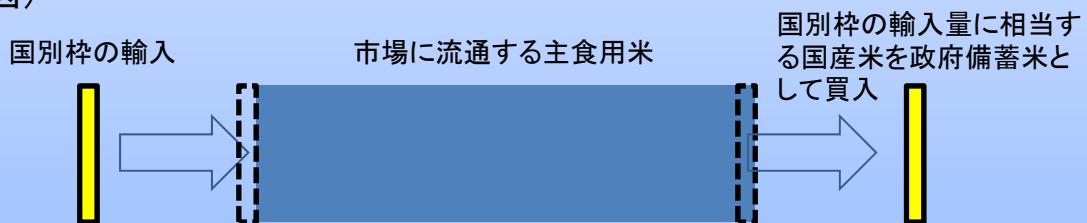
## 経営安定・安定供給のための備え

消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れます（ ）。

**国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断します。**

- ( 1) 備蓄米は今後も平時には最終的に非主食用(飼料用、加工用、援助用)として売却。
- ( 2) 具体的な運用方法については、協定発効に向けて今後検討。

(イメージ図)



## 米に関連する主な体質強化対策

産地パワーアップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1

- ✓ 生産コスト削減に資する水稻等の直播技術の導入に向けた体制整備
- ✓ 大規模経営に必要な農業機械の導入やライスセンターの整備
- ✓ ICTを活用した高効率な水田・畑作営農を実現するためのGPS活用型農業機械の導入 等

輸出促進に向けた緊急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 3

- ✓ 包装米飯形態での輸出等新たなビジネスモデル構築の取組の実証支援
- ✓ 現地ニーズに合った日本産米・米加工品フェアの開催、PRコンテンツの充実
- ✓ 米国向け包装米飯輸出促進支援
- ✓ 米輸出拡大のための実践的調査 等

外食産業等と連携した需要拡大対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 2

- ✓ 新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発に必要な試作費等を支援
- ✓ 新商品の開発等に必要な機械等の開発・改良等を支援 等

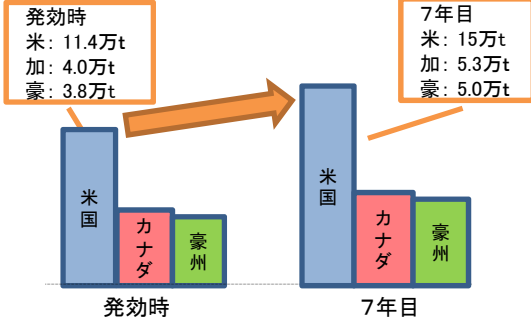


# 小麦:交渉結果

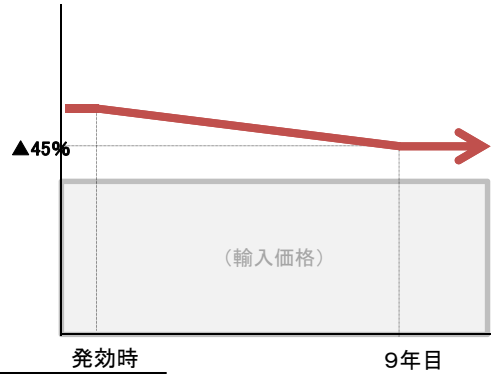
- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、7年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

## 枠数量

既存のWTO枠数量:574万t



## マークアップ



## 食糧用小麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

出典:貿易統計

| TPP参加国 | 米国    | カナダ   | 豪州   |
|--------|-------|-------|------|
| 543万t  | 310万t | 135万t | 98万t |

## 飼料用小麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約50万t)

食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

## 小麦製品の例

出典:貿易統計

| 小麦製品               | 税率                     | 枠数量                      | 輸入量(2011-2013平均) |       |
|--------------------|------------------------|--------------------------|------------------|-------|
|                    |                        |                          | TPP参加国           | 世界    |
| いった小麦、小麦粉等(国家貿易品目) | 枠内即時無税+マークアップ(枠外税率は維持) | (発効時)(6年目) 12.5千t→17.5千t | 0.6千t            | 3.7千t |
| ベーカリー製品製造用小麦粉調製品   | 枠内即時無税(枠外税率は維持)        | (発効時)(6年目) 17.3千t→20千t   | 17千t             | 41千t  |
| その他小麦粉調製品          | 枠内即時無税(枠外税率は維持)        | (発効時)(6年目) 15千t→22.5千t   | 24千t             | 69千t  |
| マカロニ、スパゲティ         | 9年目までに60%削減            | -                        | 22千t             | 136千t |
| ビスケット              | 6年目に無税                 | -                        | 8千t              | 21千t  |

# 小麦:現況

- 小麦は、国民の主要食糧の一つであるとともに、水田作地帯における転作作物、北関東・北九州等の水田営農における裏作作物、北海道の大規模畑作経営における輪作作物として、我が国の土地利用型農業の重要な作物であり、一定の国内生産を確保する必要がある。
- このため、高い二次税率により枠外輸入を抑制するとともに、枠内輸入については国家貿易を通じて国が輸入を一元的に行うことで、外国産の無秩序な流入を防いでいる。

## 【生産量】

| 国内生産量             | 主な生産地(2013年産) |             |             |
|-------------------|---------------|-------------|-------------|
| 812千t<br>(生産量シェア) | 北海道<br>(66%)  | 福岡県<br>(6%) | 佐賀県<br>(4%) |

## 【輸入量】 (食糧用)

出典:作物統計

| 輸入量                 | 主な輸入先国(2013年度) |              |             |
|---------------------|----------------|--------------|-------------|
| 4,853千t<br>(輸入量シェア) | 米国<br>(50%)    | カナダ<br>(33%) | 豪州<br>(17%) |

## (飼料用)

出典:貿易統計

| 輸入量               | 主な輸入先国(2013年度) |                |               |
|-------------------|----------------|----------------|---------------|
| 779千t<br>(輸入量シェア) | 米国<br>(51%)    | ウクライナ<br>(34%) | ルーマニア<br>(6%) |

## 【価格】

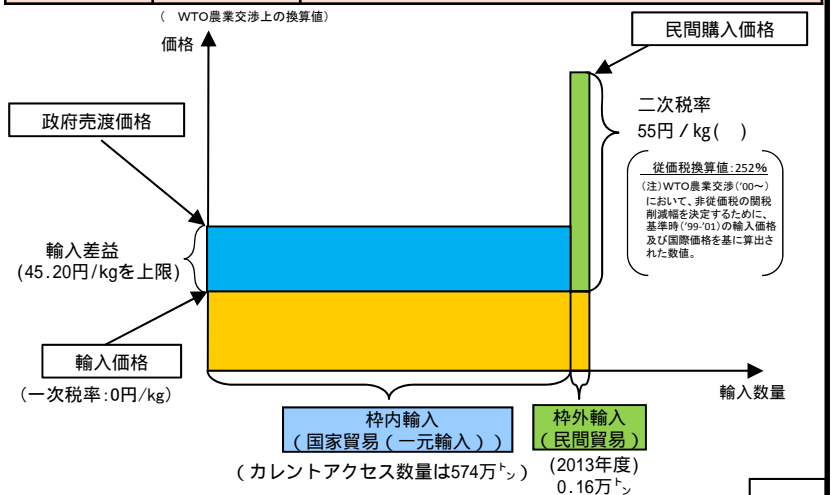
出典:貿易統計

| 価格の推移(円/kg) |      |      |      |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 年度          | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
| 国内価格        | 52.6 | 46.4 | 55.6 | 47.0 | 47.0 |
| 国際価格        | 28.4 | 34.4 | 31.8 | 36.3 | 37.6 |

国内価格:国内産小麦の落札価格(加重平均)(税抜き)。  
国際価格:食糧用小麦のCIF平均単価(貿易統計)。

## 【国境措置】

| 関税率( )は従価税換算値)        |                          | 国境措置の概要  |
|-----------------------|--------------------------|--|
| 一次税率<br>無税            | 二次税率<br>55円/kg<br>〔252%〕 | ○ 枠内<br>・カレント・アクセス数量(574万トン)<br>・国家貿易(輸入差益の徴収) |
| (輸入差益上限<br>45.20円/kg) |                          | ○ 枠外<br>高水準の関税                                 |



# 小麦:結果分析

## 基礎データ

| 国内生産量<br>(2013年産)       | 主な生産地(2013年産)<br>(生産量シェア) |                    |                    | 輸入量<br>(2013年度)            | 主な輸入先国<br>(輸入量シェア) |  |   |
|-------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|--|---|
| 81.2万トン                 | 北海道<br>53.2万トン (66%)      | 福岡県<br>5.0万トン (6%) | 佐賀県<br>3.0万トン (4%) | 485万トン<br>【うちTPP参加国485万トン】 | 米国<br>242万トン (50%) | カナダ<br>158万トン (33%)  | 豪州<br>84万トン (17%)   |
| 価格・生産量・輸入量の推移(円/kg・千トン) |                           |                    |                    |                            | 関税率                |  | 国境措置の概要   |
| 年度                      | 2010                      | 2011               | 2012               | 2013                       | 2014               | 一次税率<br>無税<br>二次税率<br>55円/kg<br>〔252%〕<br>(マークアップ(輸入<br>差益)上限45.2<br>円/kg) | 枠内<br>・カレントアクセス数量(574万トン)<br>・国家貿易(マークアップの徴収)<br>枠外<br>高水準の関税(55円/kg) |
| 国内価格                    | 53                        | 46                 | 56                 | 47                         | 47                 |  |   |
| 国際価格                    | 28                        | 34                 | 32                 | 36                         | 38                 |  |   |
| 国内生産量                   | 571                       | 746                | 858                | 812                        | 852                |  |   |
| 輸入量                     | 5,275                     | 5,901              | 5,517              | 4,853                      | 5,482              |  |   |

出典:作物統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)  
 国内価格は、国内産小麦の落札価格(加重平均・税抜き)、国際価格は、食糧用小麦のCIF平均単価(貿易統計)、  
 輸入量は食糧用小麦のみ。

## 交渉結果

| 品目/<br>現在の関税率                       | 合意内容   |
|-------------------------------------|--|
| 小麦<br>一次税率 無税+マークアップ<br>二次税率 55円/kg | <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。</li> <li>既存のWTO枠に加え、米国(15万トン(7年目以降))、カナダ(5.3万トン(同))、豪州(5万トン(同))にSBS方式の国別枠を新設。</li> <li>マークアップを9年目までに45%削減。</li> </ul> |

## 結果分析

- 国家貿易により国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分を計画的に輸入する仕組みを維持。
- 新たな枠を通じた輸入は、既存の枠を通じて現在輸入されているものの一部が置き換わることが基本で、国産小麦に置き換わるものではない。
- したがって、輸入の増大は見込み難い。
- 他方、マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産小麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。

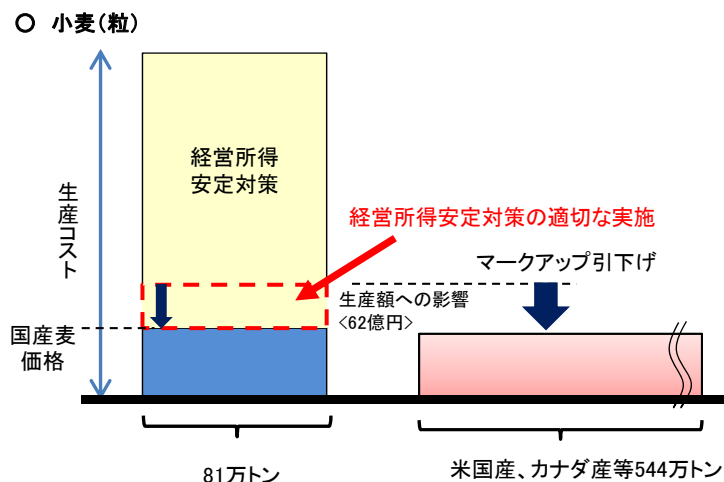
# 小麦:影響試算

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 関税率(TQ、国貨品目は2次税率) | 55円/kg (247.8 - 251.8%) 国貨品目 |
| 主産地(農業産出額上位5位)    | 北海道、福岡県、佐賀県、埼玉県、愛知県※H25年度    |
| 国内生産量             | 81万トン ※H23-25年産平均            |
| 輸入量(うちTPP参加国)     | 544万トン(543万トン)※食糧用、H23-25年平均 |

## 考え方(シナリオ)

- 〔試算の前提〕
- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
  - マークアップの引下げに伴い国産麦価格が下落するおそれ。
  - 小麦粉や調製品について、現行輸入量を踏まえた関税割当枠を設定。
- 〔国内対策による影響緩和〕
- 国産麦価格の下落については、経営所得安定対策により標準的な生産費と販売価格との差額相当分を交付金で補てんすることで再生産を確保。
  - 小麦粉や調製品の関税割当枠の設定に対しては高品質麦の導入、品質の安定化・収量向上、製粉工場の再編整備等の対策を実施。
  - この結果、国内産小麦については、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

## イメージ図



生産額(価格(P) × 生産量(Q))は減少するが、体質強化対策や経営所得安定対策の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

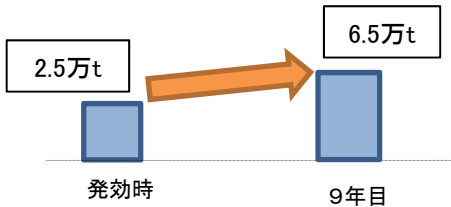
生産減少額約62億円

# 大麦:交渉結果

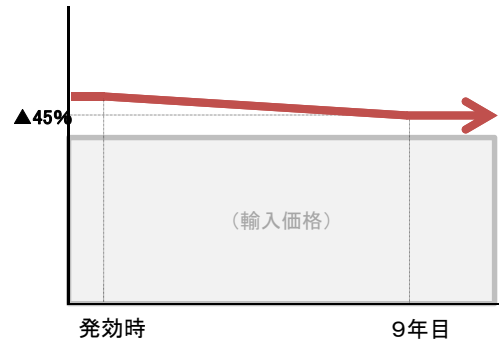
- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、TPP枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、9年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内の輸入差益(マークアップ)を9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。

## 枠数量

既存のWTO枠数量: 136.9万t



## マークアップ



## 食糧用大麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

| TPP参加国 | 豪州     | カナダ   | 米国    |
|--------|--------|-------|-------|
| 22.4万t | 17.6万t | 4.6万t | 0.2万t |

出典:貿易統計

## 飼料用大麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約100万t)

↓  
食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

# 大麦:現況

- 大麦は、国民の主要食糧の一つであるとともに、北関東・北九州等の水田転作作物として、我が国の土地利用型農業の重要な作物であり、一定の国内生産を確保する必要がある。
- このため、高い二次税率により枠外輸入を抑制するとともに、枠内輸入については国家貿易を通じて国が輸入を一元的に行うことで、外国産の無秩序な流入を防いでいる。

## 【生産量】

| 国内生産量             | 主な生産地(2013年産) |              |              |
|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| 183千t<br>(生産量シェア) | 栃木県<br>(23%)  | 佐賀県<br>(15%) | 福岡県<br>(10%) |

(注)生産量は、ビール大麦及びびだか麦を含む 出典:作物統計

## 【輸入量】 (食糧用)

| 輸入量               | 主な輸入先国(2013年度) |              |            |
|-------------------|----------------|--------------|------------|
| 235千t<br>(輸入量シェア) | 豪州<br>(75%)    | カナダ<br>(23%) | 米国<br>(1%) |

(飼料用) 出典:貿易統計

| 輸入量                 | 主な輸入先国(2013年度) |              |             |
|---------------------|----------------|--------------|-------------|
| 1,069千t<br>(輸入量シェア) | 豪州<br>(70%)    | カナダ<br>(15%) | 米国<br>(10%) |

## 【価格】

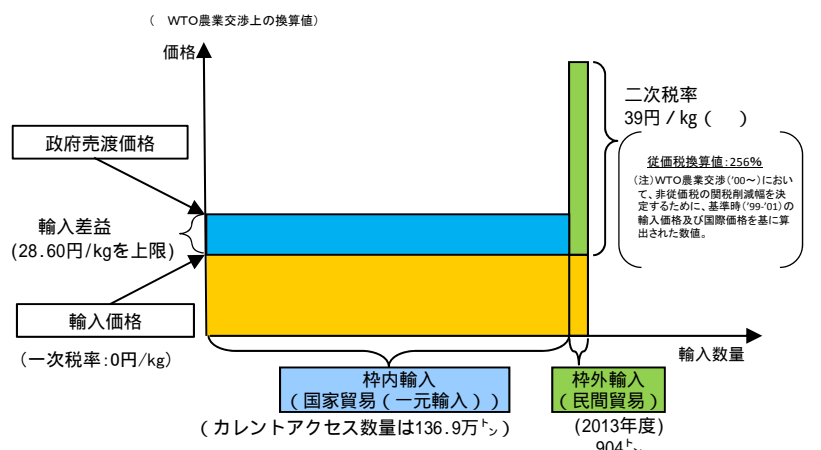
### 価格の推移(円/kg)

| 年    | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|------|------|------|------|------|------|
| 国内価格 | 43.9 | 37.8 | 38.5 | 39.6 | 40.8 |
| 国際価格 | 28.2 | 34.1 | 31.0 | 39.3 | 39.9 |

国内価格:国内産二条大麦の落札価格(加重平均)(税抜き)。  
国際価格:食糧用大麦のCIF平均単価(貿易統計)。

## 【国境措置】

| 関税率( )は従価税換算値)        |                          | 国境措置の概要   |
|-----------------------|--------------------------|---|
| 一次税率<br>無税            | 二次税率<br>39円/kg<br>[256%] | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枠内<br/>・カレント・アクセス数量(136.9万トン)<br/>・国家貿易(輸入差益の徴収)</li> <li>○ 枠外<br/>高水準の関税</li> </ul> |
| 〔輸入差益上限<br>28.60円/kg〕 |                          |   |



# 大麦:結果分析

## 基礎データ

| 国内生産量 (2013年産)           |      | 主な生産地 (2013年産) (生産量シェア) |                     |                     | 輸入量 (2013年度)                 |  | 主な輸入先国 (輸入量シェア)          |  |                   |  |
|--------------------------|------|-------------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|--|--------------------------|--|-------------------|--|
| 12.6万トン                  |      | 佐賀県<br>1.7万トン (14%)     | 栃木県<br>1.6万トン (13%) | 福井県<br>1.6万トン (12%) | 23.5万トン<br>【うちTPP参加国23.4万トン】 |  | 豪州<br>17.6万トン (75%)      | カナダ<br>5.5万トン (23%)  | 米国<br>0.4万トン (2%) |  |
| 価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン) |      |                         |                     |                     | 関税率                          |  | 国境措置の概要                  |  |                   |  |
| 年度                       | 2010 | 2011                    | 2012                | 2013                | 2014                         | 一次税率<br>無税<br>マークアップ(輸入<br>差益)上限28.6<br>円/kg | 二次税率<br>39円/kg<br>[256%] | 枠内<br>・ カレントアクセス数量 (136.9万トン)<br>・ 国家貿易 (マークアップの徴収)<br>枠外<br>高水準の関税 (39円/kg) |                   |  |
| 国内価格                     | 44   | 38                      | 39                  | 40                  | 41                           |  |                          |  |                   |  |
| 国際価格                     | 28   | 34                      | 31                  | 39                  | 40                           |  |                          |  |                   |  |
| 国内生産量                    | 113  | 126                     | 117                 | 126                 | 121                          |  |                          |  |                   |  |
| 輸入量                      | 232  | 222                     | 234                 | 235                 | 215                          |  |                          |  |                   |  |

出典:作物統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)  
国内生産量にビール用大麦は含まない、国内価格は、国内産二条大麦の落札価格(加重平均・税抜き)、国際価格は、食糧用大麦のCIF平均単価(貿易統計)、輸入量は食糧用大麦のみ。

## 交渉結果

| 品目/<br>現在の関税率                         | 合意内容   |
|---------------------------------------|--|
| 大麦<br>一次税率 無税 + マークアップ<br>二次税率 39円/kg | <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (39円/kg) を維持。</li> <li>既存のWTO枠に加え、SBS方式のTPP枠 (6.5万ト、9年目以降) を新設。</li> <li>マークアップを9年目までに45%削減。</li> </ul> |

## 結果分析

- 国家貿易により国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分を計画的に輸入する仕組みを維持。
  - 新たな枠を通じた輸入は、既存の枠を通じて現在輸入されているものの一部が置き換わることが基本で、国産大麦に置き換わるものではない。
- ↓
- したがって、輸入の増大は見込み難い。
  - 他方、マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産大麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。

# 大麦:影響試算

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 関税率(TQ、国貨品目は2次税率) | 39円/kg (255.8%) 国貨品目        |
| 主産地(農業産出額上位5位)    | 栃木県、佐賀県、福岡県、群馬県、北海道※H25年度   |
| 国内生産量             | 12万トン ※ビール用大麦除く、H23-25年産平均  |
| 輸入量(うちTPP参加国)     | 23万トン(22万トン) ※食糧用、H23-25年平均 |

## 考え方(シナリオ)

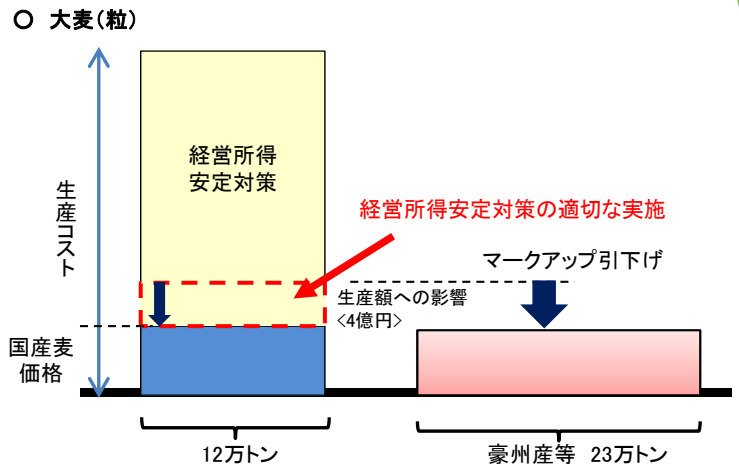
### 〔試算の前提〕

- 現行の国家貿易制度等を維持するとともに、枠外税率を維持。
- マークアップの引下げに伴い国産麦価格が下落するおそれ。
- ビールの原料となる大麦の麦芽は、国別無税枠が設定されるが、国別枠による輸入は現行の関税割当制度による輸入の一部が置き換わるもので、国産に代替するものではない。

### 〔国内対策による影響緩和〕

- 国産麦価格の下落については、経営所得安定対策により標準的な生産費と販売価格との差額相当分を交付金で補てんすることで再生産を確保。
- この結果、国内産大麦については、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

## イメージ図



生産額(価格(P) × 生産量(Q))は減少するが、体質強化対策や経営所得安定対策の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

生産減少額約4億円

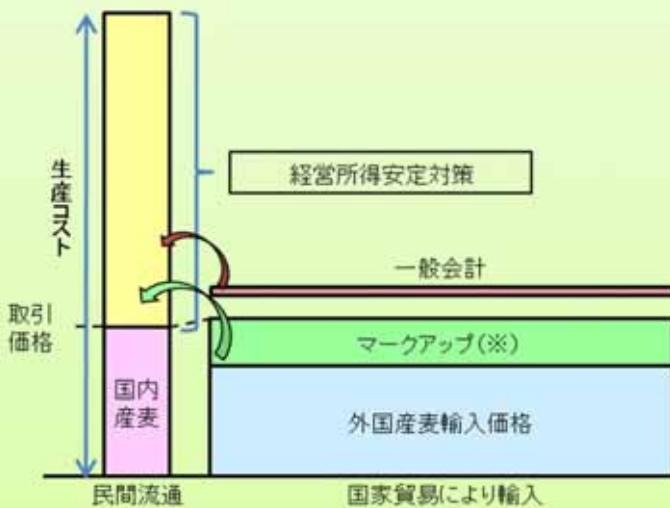
経営安定・安定供給のための備え

マークアップの引き下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施します。

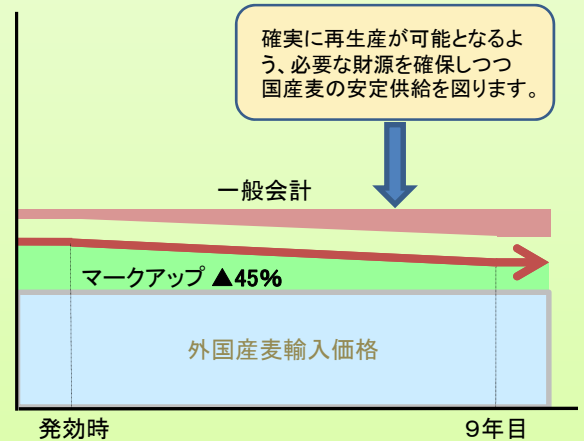


確実に再生産が可能となるよう、必要な財源を確保しつつ国産麦の安定供給を図ります。

○ 経営所得安定対策の概要



○ 今後の対策



( ) 政府が実需者に販売する際に上乗せする額



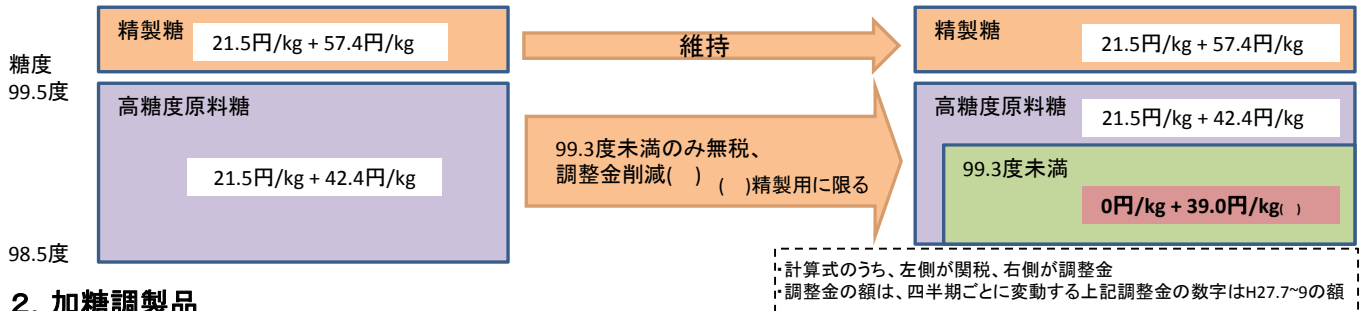
【麦に関連する主な体質強化対策】

- 産地パワーアップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3 1
- ✓ コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入 等
- 製粉工場等の再編整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3 2
- ✓ 製粉施設の再編合理化 等
- 産地と外食・中食等が連携した新商品開発・・・・・・・・・・・・P 3 2
- ✓ 新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発に必要な試作費 等

# 砂糖:交渉結果

## 1. 粗糖・精製糖

- 基本的枠組は維持しつつ、要望のあった高糖度原料糖について無税+調整金削減。
- 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組を活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。



## 2. 加糖調製品

- 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
- 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。

関税割当枠の例

|                                    | 枠内税率                       | 枠数量                             | 輸入量(2011-13平均(貿易統計)) |         |
|------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------|---------|
|                                    |                            |                                 | TPP参加国               | 世界      |
| 加糖ココア粉<br>(含糖率約9割)                 | (現行) (11年目)<br>29.8%→14.9% | (発効時) (6年目)<br>5千トン→7.5千トン      | 14.2千トン              | 18.9千トン |
| ココア調製品<br>(2kg超、板状等以外)<br>(含糖率約9割) | (現行) (11年目)<br>28%→16.8%   | (発効時) (6年目)<br>12千トン→18.6千トン    | 44.9千トン              | 69.8千トン |
| 砂糖と粉乳等を混ぜたもの<br>(含糖率約8割)           | (現行) (11年目)<br>29.8%→17.9% | (発効時) (11年目)<br>10.5千トン→12.3千トン | 73.5千トン              | 90.0千トン |
| チョコレート菓子                           | 10.0%→0%                   | (発効時) (11年目)<br>9.1千トン→18.0千トン  | 9.1千トン               | 27.6千トン |
| ココア調製品(2kg以下)<br>(含糖率約4~9割)        | 29.8%→0%                   | (発効時) (11年目)<br>2.7千トン→5千トン     | 2.6千トン               | 6.1千トン  |

# 砂糖:現況

○ 砂糖については、①高い関税率により精製糖が輸入されないようにすることで、輸入粗糖(原料糖)の精製業が成り立つようにするとともに、②粗糖の輸入者である精製糖企業からは調整金を徴収し、これを財源として農家や産地の製糖事業者に交付金を交付することにより、輸入粗糖と国産粗糖の価格調整を図り、沖縄県・鹿児島県のさとうきびや北海道のてん菜の生産と、これを原料とした製糖事業を存立させている。

### 【生産量】

| 国内生産量                           | 主な生産地(2013SY <sup>2</sup> ) |          |          |
|---------------------------------|-----------------------------|----------|----------|
| 680千トン <sup>1</sup><br>(生産量シェア) | 北海道(81%)                    | 沖縄県(10%) | 鹿児島県(9%) |

出典:農林水産省地域作物課調べ

### 【輸入量】

| 輸入量                               | 主な輸入先国(2013SY <sup>2</sup> ) |         |            |
|-----------------------------------|------------------------------|---------|------------|
| 1,268千トン <sup>1</sup><br>(輸入量シェア) | タイ(51%)                      | 豪州(34%) | 南アフリカ(10%) |

### 【価格】

出典:貿易統計

| 価格の推移(円/kg)     |      |      |      |      |      |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| SY <sup>2</sup> | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
| 国内価格            | 177  | 188  | 187  | 183  | 186  |
| 国際価格            | 62.1 | 66.6 | 62.0 | 55.5 | 56.8 |

国内価格:「日本経済新聞」砂糖の市中相場価格。  
国際価格:ロンドン白糖価格。

1 数量は精製糖ベース。  
2 SYは、砂糖年度(10月1日~翌年9月30日)。

### 【国境措置】

| 関税率(上限値、調整金含む)                             |   | 国境措置の概要                           |
|--|---|-----------------------------------|
| 粗糖(原料)<br>71.8円/kg [156%]<br>(調整金40.5円/kg) | 精製糖(製品)<br>103.1円/kg [88%]<br>(関税21.5円+調整金57.4円/kg) | 安価な輸入粗糖から調整金を徴収し、これを財源として国内生産を支援。 |

※ [ ]は従価税換算値。2014年度のCIF価格から算出。WTO上の換算値は粗糖32%、砂糖35%  
※調整金単価は26SY7月~9月期

国内の精製糖価格よりも高い水準になり、精製糖の形で輸入されない。

国内で製造される精製糖価格

精製糖関税

精製コスト

価格調整後の粗糖価格

輸入精製糖

国内産糖支援  
沖縄県のさとうきび農家等

国産粗糖の製造コスト

輸入粗糖と国産粗糖との価格調整

年間500億円程度

(独)農畜産業振興機構(ALIC)から精製糖企業への売戻価格

調整金徴収  
(精製糖企業(輸入者)が負担)

輸入品価格を上げ

粗糖の平均輸入価格

輸入粗糖

国産粗糖

国費

# 砂糖:結果分析

## 基礎データ

| 国内生産量<br>(2013SY*1)      |                    | 主な生産地<br>(生産量シェア) |                   |        | 輸入量<br>(2013SY*1) |   | 主な輸入先国<br>(輸入量シェア)   |                 |                                   |
|--------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------|-------------------|---|----------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 68万トン                    | 北海道<br>55万トン (81%) | 沖縄県<br>7万トン (10%) | 鹿児島県<br>6万トン (9%) | 127万トン | タイ<br>65万トン (51%) | 豪州<br>43万トン (34%)   | 南アフリカ<br>13万トン (10%) | 【うちTPP参加国43万トン】 |                                   |
| 価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン) |                    |                   |                   |        | 関税率 (上限値、調整金含む)   |   |                      | 国境措置の概要         |                                   |
| SY*1                     | 2010               | 2011              | 2012              | 2013   | 2014              | 一次税率<br>(粗糖) 71.8円/kg (調整金40.5円/kg*2)<br>(精製糖) 103.1円/kg<br>(関税21.5円 + 調整金57.4円/kg*2) |                      | 二次税率            | 安価な輸入粗糖から調整金を徴収し、これを財源として国内生産を支援。 |
| 国内価格                     | 188                | 187               | 183               | 186    | 186               |   |                      | -               |                                   |
| 国際価格                     | 66.6               | 62.0              | 55.5              | 56.8   | 55.2              |   |                      |                 |                                   |
| 国内生産量                    | 646                | 668               | 683               | 680    | 729               |   |                      |                 |                                   |
| 輸入量                      | 1,395              | 1,343             | 1,315             | 1,268  | -                 |   |                      |                 |                                   |

出典:需給見通し(農林水産省)、貿易統計(財務省)

\*1 SYは砂糖年度(10月1日 - 翌年9月30日)。国内価格は「日本経済新聞」砂糖の市中価格、国際価格はロンドン白糖価格、2014SYの国内生産量は実績見込み、輸入量は粗糖を精製糖換算したもの。

\*2 調整金単価は26SY7月 - 9月期。

## 交渉結果

| 品目/<br>現在の関税率                                  | 合意内容   |
|--|--|
| 粗糖・精製糖等<br>71.8円/kg (粗糖)<br>103.1円/kg (精製糖)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の糖価調整制度を維持。</li> <li>高糖度 (糖度98.5度以上99.3度未満) の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。</li> <li>新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入 (粗糖・精製糖で500トン) を認める。</li> </ul> |
| 加糖調製品<br>29.8% (加糖ココア粉)<br>10.0% (チョコレート菓子) など | <ul style="list-style-type: none"> <li>品目ごとにTPP枠を設定 (計6.2万トン (当初) → 9.6万トン (品目ごとに6~11年目以降))。</li> </ul>  |

## 結果分析

- 糖価調整制度が現行どおり維持される中で、
    - 高糖度原料糖については、現在輸入されているタイ産の粗糖の一部がTPP参加国産の高糖度原料糖に代替される可能性。
    - 試験輸入については、枠数量が少量であることに加え、用途を新商品開発を目的とした輸入に制限。となり、引き続き制度による原料作物の安定生産を確保。
  - 一方、制度外に加糖調製品については、枠設定の全体数量をTPP参加国の現行輸入量の半分以下とするTPP枠を設定。
- したがって、てん菜、さとうきびの生産に特段の影響は見込み難い。
- 他方、安価な加糖調製品の流入により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。

# 砂糖:影響試算

|                    |  |
|--------------------|--|
| 関税率 (TQ、国貨品目は二次税率) | 粗糖71.8円/kg、精製糖103.1円/kgの範囲内で関税及び調整金を徴収 |
| 主産地 (農業産出額上位5位)    | 北海道、沖縄県、鹿児島県                           |
| 国内生産量              | 73万トン                                  |
| 輸入量 (うちTPP参加国)     | 120万トン (37万トン)                         |

## 考え方(シナリオ)

### 〔試算の前提〕

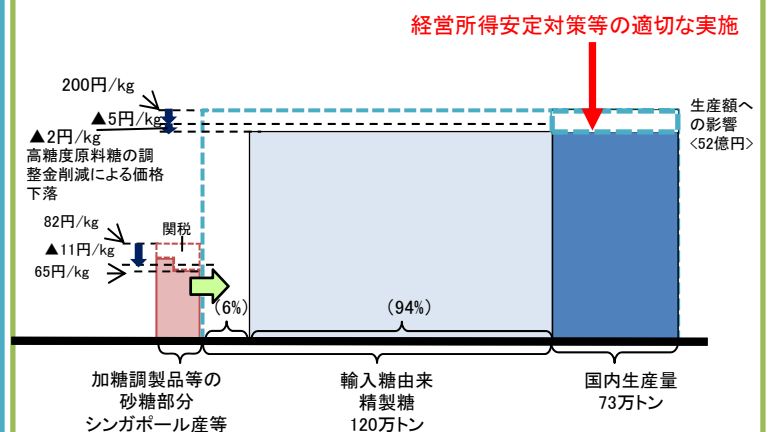
- 輸入糖と国産糖との価格調整を通じ、国産糖の供給を確保する制度は現行どおり維持。国産糖から海外産精製糖への置換えは生じない。
- 他方、制度対象外に加糖調製品等への関税割当の設定等により、これらの輸入が増加。輸入糖由来の精製糖の約6%を代替。  
残りの輸入糖由来精製糖の価格は、関税削減・撤廃相当額の半分及び高糖度原料糖(精製糖の原料)の調整金削減額に相当する額が下落。これに伴い、国産糖の価格も輸入糖由来の精製糖と同額が下落。
- この結果、国産糖の量は変わらないが、価格が下落することで国産糖の生産額が減少する可能性。

### 〔国内対策による影響緩和〕

- 経営所得安定対策等の適切な実施、製糖工場の再編整備、原料作物生産の効率化の促進等により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

生産減少額約52億円

## イメージ図



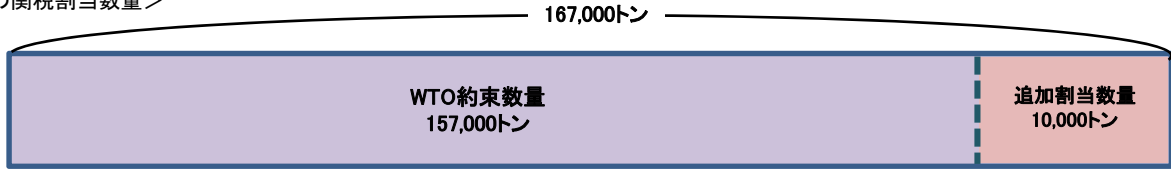
生産額(価格(P) × 生産量(Q))は減少するが、体質強化対策や経営所得安定対策等の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

# でん粉:交渉結果

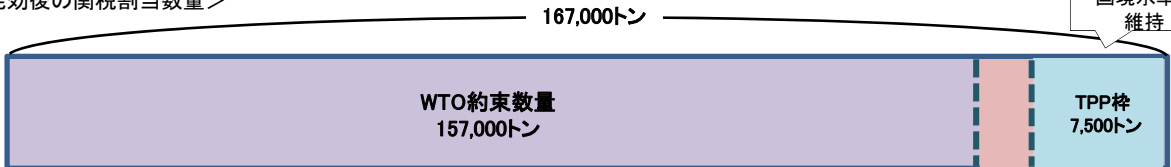
## 1. TPP参加国を対象とする関税割当枠の設定

- 現行の糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は維持。
- 各種のでん粉等を対象に横断的に設定されている既存の関税割当数量の範囲内でTPP枠(7,500トン)を設定(枠内税率0%~25%)。

<現在の関税割当数量>



<TPP発効後の関税割当数量>



## 2. 国別の無税枠の設定

- 1. に加え特定のでん粉等について、一定の国別の無税の関税割当枠を設定。
- 設定対象は、TPP参加国からの現行輸入量が少量の品目に限定し、枠数を抑制。

|                     | 対象国   | 枠内税率 | 枠数量                            | 輸入量(2011-13平均) |        |
|---------------------|-------|------|--------------------------------|----------------|--------|
|                     |       |      |                                | TPP参加国         | 世界     |
| コーンスターチ<br>ばれいしょでん粉 | 米国    | 即時無税 | (発効時) (6年目)<br>2,500t → 3,250t | 0.4千トン         | 13千トン  |
| イヌリン                | 米国・チリ | 即時無税 | (発効時) (11年目)<br>240t → 300t    | 0.02千トン        | 0.5千トン |

調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収

# でん粉:現況

○ でん粉については、高い関税率により、でん粉の輸入を制限した上で、①でん粉供給のほとんどを占めるコーンスターチの原料用とうもろこしについての輸入を関税割当により一定以下に制限するとともに、②糖価調整法に基づき、輸入者であるコーンスターチ企業等からは調整金を徴収し、これを財源として農家や産地のでん粉製造事業者に交付金を交付することにより、輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチと国内産いもでん粉の価格調整を図り、北海道のばれいしょや南九州のかんしょ(さつまいも)の生産とこれらを原料とした産地のでん粉製造業を存立させている。

| 【生産量】                          |   |      |      |      |      |
|--------------------------------|---|------|------|------|------|
| 国内生産量<br>(でん粉)                 | 主な生産地(2013SY <sup>1</sup> )(原料いも)                             |      |      |      |      |
| 226千トン<br>(生産量シェア)             | 北海道 (81%)<br>鹿児島県 (17%) <sup>3</sup><br>宮崎県 (1%) <sup>3</sup> |      |      |      |      |
| 出典:農林水産省地域作物課調べ                |   |      |      |      |      |
| 【輸入量】                          |   |      |      |      |      |
| 輸入量                            | 主な輸入先国(2013SY <sup>1</sup> )                                  |      |      |      |      |
| 2,322千トン<br>(輸入量シェア)           | 米国 <sup>4</sup> (88%)<br>タイ (6%)<br>マレーシア (1%)                |      |      |      |      |
| 出典:貿易統計                        |   |      |      |      |      |
| 【価格】                           |   |      |      |      |      |
| 価格の推移(円/kg)                    |   |      |      |      |      |
| SY <sup>1</sup>                | 2010  | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
| 国内価格                           | 122   | 126  | 125  | 128  | 130  |
| 国際価格                           | 45  | 36   | 44   | 45   | 51   |
| 国内価格:国内産ばれいしょでん粉コスト価格(地域作物課調べ) |   |      |      |      |      |
| 国際価格:タピオカでん粉のCIF平均単価(貿易統計)     |   |      |      |      |      |
| 1                              | SYはでん粉年度(10月1日~翌年9月30日)                                       |      |      |      |      |
| 2                              | でん粉は鹿児島県で製造   |      |      |      |      |
| 3                              | 四捨五入の関係で合計が100%とならない  |      |      |      |      |
| 4                              | コーンスターチ用とうもろこしをでん粉換算  |      |      |      |      |

|                | 関税率( )は従価税換算値   | 国境措置の概要   |
|----------------|---|---|
| コーンスターチ用とうもろこし | 一次税率<br>無税+調整金<br>(調整金単価:3.305円/kg)   | 二次税率<br>12円又は50%<br>のうちいずれか<br>高い税率                                 |
| でん粉            | 一次税率<br>〔価格調整制度の対象の<br>でん粉〕<br>無税+調整金<br>(調整金単価:4.860円/kg)<br>25%<br>〔価格調整制度の対象外<br>の<br>でん粉〕 | 二次税率<br>119円/kg<br>〔270%〕   |
|                |   | 関税割当制度(4,205.1千トン)により、割当内のものについては、調整金を徴収し、これを財源として国内生産を支援。          |
|                |   | 関税割当制度(167千トン)により、割当内のものうち糖化用及び化工でん粉用については、調整金を徴収し、これを財源として国内生産を支援。 |

※ 糖化用及び化工でん粉用のでん粉  
 ※※ 21SY~25SYのCIF価格(5中3平均値)から算出。WTO農業交渉上の換算値は、583%  
 ※※※ 調整金単価は26SY7月~9月期

輸入とうもろこし等と国内いもでん粉との価格調整

国産価格を下げ

年間120億円程度

(独)農畜産業振興機構 (ALIC)からコーンスターチ業者等への売戻価格

調整金徴収 (コーンスターチ業者等が負担)

輸入品価格を上げ

交付金支出

販売価格

国内いもでん粉の製造コスト

輸入でん粉

注:でん粉の形態での輸入を制限するため、合わせて輸入でん粉の関税割当を実施

コーンスターチ用輸入とうもろこし等

価格調整制度の対象となっている国内産いもでん粉 (60%)

価格調整制度の対象外となっている国内産いもでん粉 (40%)



# でん粉:結果分析

## 基礎データ

|                                 |                         |                   |                   |                            |  |                 |                             |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|--|-----------------|-----------------------------|
| 国内生産量<br>(2013SY*1)             | 主な生産地(原料いも)<br>(生産量シェア) |                   |                   | 輸入量<br>(2013SY*1)          | 主な輸入先国<br>(輸入量シェア)   |                 |                             |
| 23万トン                           | 北海道<br>18万トン(81%)       | 鹿児島県<br>4万トン(17%) | 宮崎県<br>0万トン(1%)*2 | 232万トン<br>【うちTPP参加国209万トン】 | 米国<br>205万トン(88%)*   | タイ<br>14万トン(6%) | マレーシア<br>2万トン(1%)           |
| *コーンスターチ用とちもちしよでん粉換算            |                         |                   |                   |                            |  |                 |                             |
| 価格・生産量・輸入量の推移(円/kg・千トン)         |                         |                   |                   |                            | 関税率  |                 |                             |
| SY*1                            | 2010                    | 2011              | 2012              | 2013                       | 2014   | 関税率             |                             |
| 国内価格                            | 122                     | 126               | 125               | 128                        | 130  | 一次税率            | 二次税率                        |
| 国際価格                            | 45                      | 36                | 44                | 45                         | 51   | 無税 + 調整金        | 12円又は50%<br>のうちいずれか<br>高い税率 |
| 国内生産量                           | 208                     | 218               | 225               | 226                        | 230*4  | 無税 + 調整金        | 119円/Kg                     |
| 輸入量                             | 2,476                   | 2,311             | 2,299             | 2,322                      | -  | [制度対象外のでん粉]     | 25%                         |
| 国内価格: 国内産ばれいしよでん粉コスト価格(地域作物課調べ) |                         |                   |                   |                            | *1 SYはでん粉年度(10月1日～翌年9月30日)   |                 |                             |
| 国際価格: タピオカでん粉のCIF平均価格(貿易統計)     |                         |                   |                   |                            | *2 でん粉は鹿児島県で製造   |                 |                             |
| 出典: 地域作物課調べ(農林水産省)、貿易統計(財務省)    |                         |                   |                   |                            | *3 四捨五入の関係で合計が100%とならない  |                 |                             |
|                                 |                         |                   |                   |                            | *4 見込数量  |                 |                             |
|                                 |                         |                   |                   |                            | 国境措置の概要  |                 |                             |
|                                 |                         |                   |                   |                            | 関税割当制度(4,205.1千トン)により、割当内のものについては、調整金を徴収し、これを財源として国内生産を支援。               |                 |                             |
|                                 |                         |                   |                   |                            | でん粉 関税割当制度(167千トン)により、割当内のものうち糖化用および化工でん粉用については、調整金を徴収し、これを財源として国内生産を支援。 |                 |                             |

## 交渉結果

| 品目/現在の関税率                                   | 合意内容  |
|---|---|
| でん粉等<br>枠内0~25%<br>枠外119円/Kg                | <ul style="list-style-type: none"> <li>糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/Kg)は現行通り維持。</li> <li>TPP参加国を対象とした7,500tの関税割当枠を設定(即時)。</li> </ul>        |
| コーンスターチ<br>ばれいしよでん粉<br>枠内0~25%<br>枠外119円/Kg | <ul style="list-style-type: none"> <li>米国に対し無税の関税割当の設定。*</li> <li>枠数量は、2,500から6年目に3,250t。</li> <li>*調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収。</li> </ul> |
| イヌリン<br>枠内25%<br>枠外119円/Kg                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>米国とチリに対し、無税の関税割当の設定。</li> <li>枠数量は、240tから11年目に300t。</li> </ul>                                   |

## 結果分析

- 糖価調整制度が現行どおり維持される中で、TPP参加国を対象とした関税割当については、現行の関税割当の下で輸入されている数量の範囲内で輸入国をTPP参加国に限定する枠を設けることから、引き続き、輸入でん粉等と国産でん粉の価格を調整。
  - なお、国別に設定した無税の関税割当についても、現行輸入量が少量のラインに対する枠設定等の対応にとどめた。
- ↓
- したがって、TPP合意による影響は限定的と見込まれる。
  - 他方、一部低価格な外国産の輸入も懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。

# でん粉:影響試算

|                   |  |
|-------------------|--|
| 関税率(TQ、国貨品目は2次税率) | でん粉119円/kg<br>(1次税率25%の範囲内で調整金を徴収)<br>TQ品目 |
| 主産地(農業産出額上位5位)    | 北海道、鹿児島県                                   |
| 国内生産量             | 23万トン                                      |
| 輸入量(うちTPP参加国)     | 232万トン(209万トン)                             |

## 考え方(シナリオ)

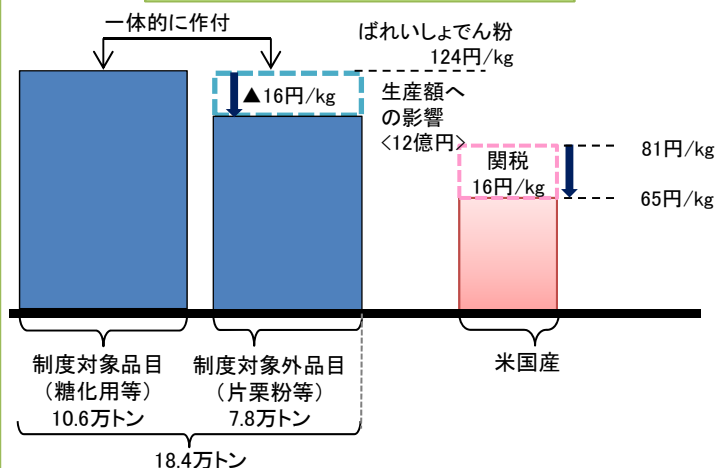
### 〔試算の前提〕

- 輸入でん粉等と国産でん粉との価格調整を通じ、国産でん粉の供給を確保する制度は現行どおり維持。
- 他方、片栗粉等の制度対象外のでん粉については、米国に対するばれいしよでん粉等の関税割当枠の設定。  
国産ばれいしよでん粉のうち制度対象外のものの価格は、低価格な外国産の輸入により関税削減相当分下落。

### 〔国内対策による影響緩和〕

- でん粉工場の再編整備などによる国内産でん粉製造コストの低減等の対策を講じることで、
  - ① 安価な外国産の流入に対して需要を確保して、引き続き生産を維持するとともに、
  - ② 国内産でん粉の価格が下落して生産額が減少するものの、農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

## イメージ図



生産額(価格(P)×生産量(Q))は減少するが、国内産でん粉製造コストの低減等の体質強化対策を講じることで、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

生産減少額約12億円

経営安定・安定供給のための備え

< 砂糖 >

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とします。

これにより、国内で生産される砂糖の製品価格を引き下げ、輸入加糖調製品に対する競争力を強化します。

その結果、糖価調整制度を安定的に運営し、さとうきび、てん菜の持続的な生産の基盤を確保します。

< 加糖調製品の例 >

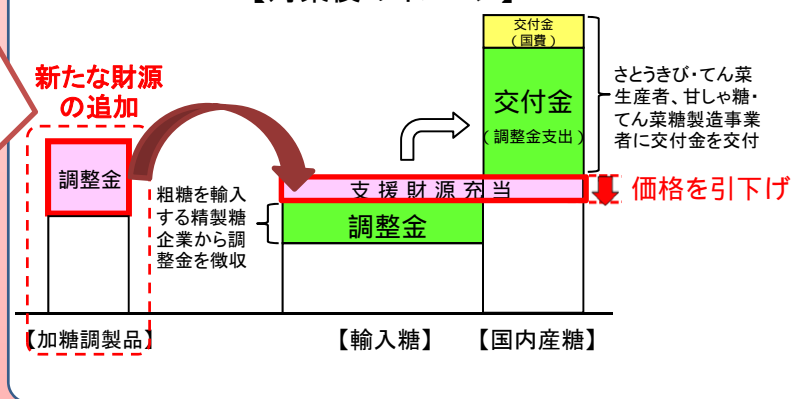
○ ココア調製品

砂糖とココア粉の混合物、  
チョコレート菓子の半製品等



【使途：菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】

【対策後のイメージ】



< でん粉原料作物 >

引き続き糖価調整制度に基づき、でん粉原料作物生産者等に対する支援を行い、でん粉原料用作物の持続的な生産の基盤を確保します。



甘味資源作物に関連する主な体質強化対策

産地パワーアップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1  
 ✓ コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入 等

製糖工場等の再編整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 2  
 ✓ 精製糖企業等が実施する工場の廃棄や製造施設の高度化 等

産地と外食・中食等が連携した新商品開発・・・・・・・・ P 3 2  
 ✓ 新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発に必要な試作費 等

## 豆 類 : 交渉結果

| 品 目  | 現在の関税率               | 合意内容                                 | 国内生産量<br>(直近3カ年平均) | 輸入量<br>(直近3カ年平均) | うちTPP参加国                               |
|------|----------------------|--------------------------------------|--------------------|------------------|--|
|      |                      |                                      |                    |                  |  |
| 小豆   | 枠内:10%<br>枠外:354円/kg | ・枠内について即時関税撤廃<br>・枠外について現行維持         | 7.1万トン             | 2.6万トン           | 総計:1.1万トン<br>カナダ:1.0万トン<br>米 国:0.09万トン |
| いんげん | 枠内:10%<br>枠外:354円/kg | ・枠内について即時関税撤廃<br>・枠外について現行維持         | 1.8万トン             | 3.4万トン           | 総計:1.5万トン<br>米 国:0.9万トン<br>カナダ:0.6万トン  |
| 落花生  | 枠内:10%<br>枠外:617円/kg | ・枠内について即時関税撤廃<br>・枠外について段階的に8年目に関税撤廃 | 1.7万トン             | 2.7万トン           | 総計:0.9万トン<br>米 国:0.9万トン<br>豪州:0.02万トン  |

## 豆 類 : 現況

- 国内需要を国内生産でまかなえないものを雑豆(小豆、いんげん、えんどう及びそらまめ)として、一括して関税割当を実施(全体12万トン)。
- 高い税率により関税割当枠外の輸入を抑制。
- 国内生産は小豆、いんげんが太宗を占め、えんどう、そらまめは、ほとんどない。

**【生産量】**

| 国内生産量<br>(小豆、いんげん) | 主な生産地(2013年産) |   |   |
|--------------------|---------------|---|---|
| 84千トン<br>(生産量シェア)  | 北海道<br>(94%)  | - | - |

出典:作物統計

**【輸入量】**

|      | 輸入量   | 主な輸入先国(輸入国シェア) |            |           |
|------|-------|----------------|------------|-----------|
|      |       | 中国(59%)        | カナダ(37%)   | 米国(3%)    |
| 小豆   | 26千トン | 中国(59%)        | カナダ(37%)   | 米国(3%)    |
| いんげん | 33千トン | 米国(28%)        | ミャンマー(24%) | カナダ(21%)  |
| えんどう | 14千トン | カナダ(50%)       | 英国(19%)    | 米国(14%)   |
| そら豆  | 6千トン  | 中国(82%)        | 豪州(14%)    | ポルトガル(2%) |

出典:貿易統計

**【価格(小豆)】**

| 価格の推移(円/kg) |      |      |      |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 年 度         | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
| 国内価格        | 356  | 361  | 375  | 359  | 331  |
| 国際価格        | 123  | 106  | 107  | 141  | 167  |

国内価格は、農業者物価統計。  
国際価格は、CIF平均単価(貿易統計)。

**【国境措置】**

| 関税率( )は従価税換算値 |                           | 国境措置の概要                               |
|---------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 一次税率<br>10%   | 二次税率<br>354円/kg<br>[403%] | ○ 枠内<br>カレント・アクセス数量<br>○ 枠外<br>高水準の関税 |

(価格のデータは小豆)

(単位:円/kg)

国産品価格<sup>1</sup> 359円

二次税率 354円/kg

輸入価格<sup>2</sup> 124円

478円

(一次税率:10%)

カレント・アクセス数量  
(雑豆の関税割当全体)  
12万トン

枠外輸入 (ほぼなし)

※1:農業者物価統計  
2010年度~2014年度5中3平均価格  
※2:CIF価格(貿易統計)  
2010年度~2014年度5中3平均価格

# 小豆:結果分析

## 基礎データ

| 国内生産量<br>(2013年度)        |      | 主な生産地<br>(生産量シェア)    |      |      | 輸入量<br>(2013年度)              |             | 主な輸入先国<br>(輸入量シェア)        |  |                   |  |
|--------------------------|------|----------------------|------|------|------------------------------|-------------|---------------------------|--|-------------------|--|
| 68.0千トン                  |      | 北海道<br>63.7千トン (94%) | -    | -    | 26.3千トン<br>【うちTPP参加国10.6千トン】 |             | 中国<br>15.6千トン (59%)       | カナダ<br>9.7千トン (37%)  | 米国<br>0.8千トン (3%) |  |
| 価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン) |      |                      |      |      | 関税率                          |             | 国境措置の概要                   |  |                   |  |
| 年度                       | 2010 | 2011                 | 2012 | 2013 | 2014                         | 一次税率<br>10% | 二次税率<br>354円/kg<br>[403%] | 枠内<br>カレント・アクセス数量<br>(雑豆の関税割当全体で12万トン)<br>枠外<br>高水準の関税 (354円/kg) |                   |  |
| 国内価格                     | 356  | 361                  | 375  | 359  | 331                          |             |                           |  |                   |  |
| 国際価格                     | 123  | 106                  | 107  | 141  | 167                          |             |                           |  |                   |  |
| 国内生産量                    | 55   | 60                   | 68   | 68   | 77                           |             |                           |  |                   |  |
| 輸入量                      | 20   | 25                   | 27   | 26   | 26                           |             |                           |  |                   |  |

出典:作物統計、農作物価統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)

## 交渉結果

| 品目/<br>現在の関税率                          | 合意内容   |
|--|--|
| 小豆<br>一次税率(枠内) 10%<br>二次税率(枠外) 354円/kg | <ul style="list-style-type: none"> <li>枠内について即時関税撤廃。</li> <li>枠外について現行維持。</li> </ul> |

## 結果分析

- 枠内税率は撤廃するものの枠外税率を維持し、引き続き関税割当制度により、国内生産で不足する量を輸入。
- ↓
- したがって、TPP参加国以外の国からの輸入がTPP参加国からの輸入に切り替わるものと考えられることから、特段の影響は見込み難いが、更なる競争力の強化が必要。

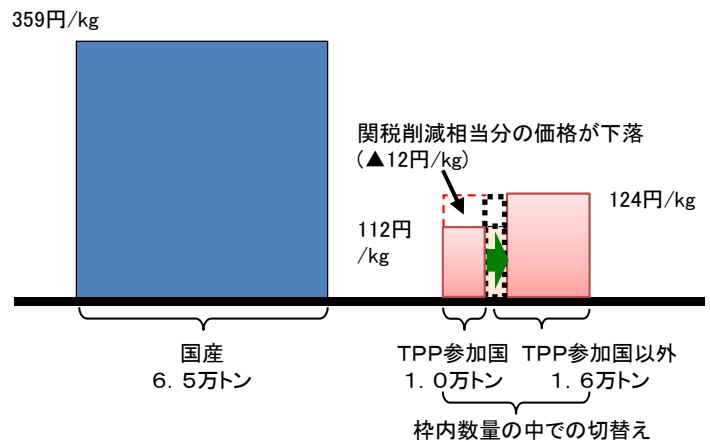
# 小豆:影響試算

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 関税率(TQ、国貨品目は二次税率) | 354円/kg (402.9%) TQ品目 |
| 主産地(農業産出額上位5位)    | 北海道、兵庫県、京都府、栃木県、秋田県   |
| 国内生産量             | 6.5万トン                |
| 輸入量(うちTPP参加国)     | 2.6万トン(1.0万トン)        |

## 考え方(シナリオ)

- 交渉の結果、枠内関税は即時撤廃するものの枠外関税を維持した。
- したがって、引き続き関税割当制度により国内需要を国内生産でまかなえない量を輸入することから、国産との置き換わりは生じず、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまる。
- このため、TPP合意による特段の影響は見込み難いが、地域経済を支える品目として更なる競争力の強化を実施。

## イメージ図



関税割当制度が維持され、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

# いんげん:結果分析

## 基礎データ

| 国内生産量<br>(2013年度)        | 主な生産地<br>(生産量シェア)    |      |      | 輸入量<br>(2013年度)              | 主な輸入先国<br>(輸入量シェア) |  |                     |
|--------------------------|----------------------|------|------|------------------------------|--------------------|--|---------------------|
| 15.3千トン                  | 北海道<br>14.6千トン (95%) | -    | -    | 33.4千トン<br>【うちTPP参加国16.6千トン】 | 米国<br>9.4千トン (28%) | ミャンマー<br>8.0千トン (24%)  | カナダ<br>7.0千トン (21%) |
| 価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン) |                      |      |      |                              | 関税率                |  |                     |
| 年度                       | 2010                 | 2011 | 2012 | 2013                         | 2014               | 関税率  |                     |
| 国内価格                     | 269                  | 301  | 280  | 283                          | 278                | 一次税率   | 二次税率                |
| 国際価格                     | 92                   | 94   | 99   | 129                          | 156                | 10%  | 354円/kg<br>[403%]   |
| 国内生産量                    | 22                   | 10   | 18   | 15                           | 21                 | 国境措置の概要  |                     |
| 輸入量                      | 36                   | 37   | 36   | 33                           | 31                 | 枠内<br>カレント・アクセス数量<br>(雑豆の関税割当全体で12万トン)<br>枠外<br>高水準の関税 (354円/kg) |                     |

出典:作物統計、農産物価統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)

## 交渉結果

| 品目/<br>現在の関税率                            | 合意内容   |
|--|--|
| いんげん<br>一次税率(枠内) 10%<br>二次税率(枠外) 354円/kg | <ul style="list-style-type: none"> <li>枠内について即時関税撤廃。</li> <li>枠外について現行維持。</li> </ul> |

## 結果分析

- 枠内税率は撤廃するものの枠外税率を維持し、引き続き関税割当制度により、国内生産で不足する量を輸入。
- ↓
- したがって、TPP参加国以外の国からの輸入がTPP参加国からの輸入に切り替わるものと考えられることから、**特段の影響は見込み難いが、更なる競争力の強化が必要。**

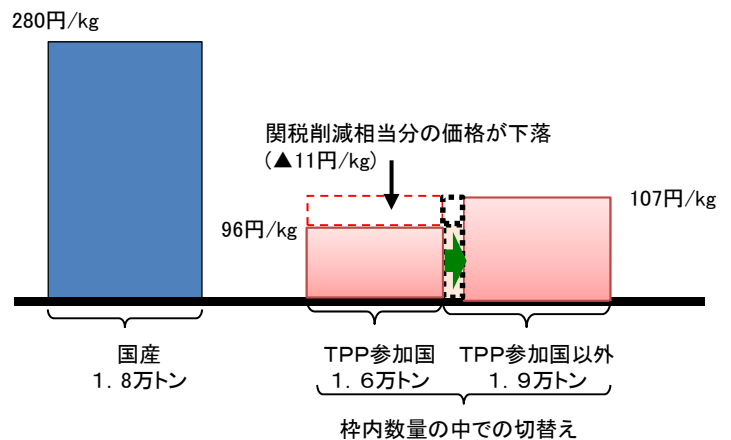
# いんげん:影響試算

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 関税率(TQ、国貨品目は二次税率) | 354円/kg (218.7~224.3%) TQ品目 |
| 主産地(農業産出額上位5位)    | 北海道、群馬県、長野県、福島県、茨城県         |
| 国内生産量             | 1.8万トン                      |
| 輸入量(うちTPP参加国)     | 3.5万トン(1.6万トン)              |

## 考え方(シナリオ)

- 交渉の結果、枠内関税は即時撤廃するものの枠外関税を維持した。
- したがって、引き続き関税割当制度により国内需要を国内生産でまかなえない量を輸入することから、国産との置き換わりは生じず、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまる。
- このため、TPP合意による特段の影響は見込み難いが、地域経済を支える品目として更なる競争力の強化を実施。

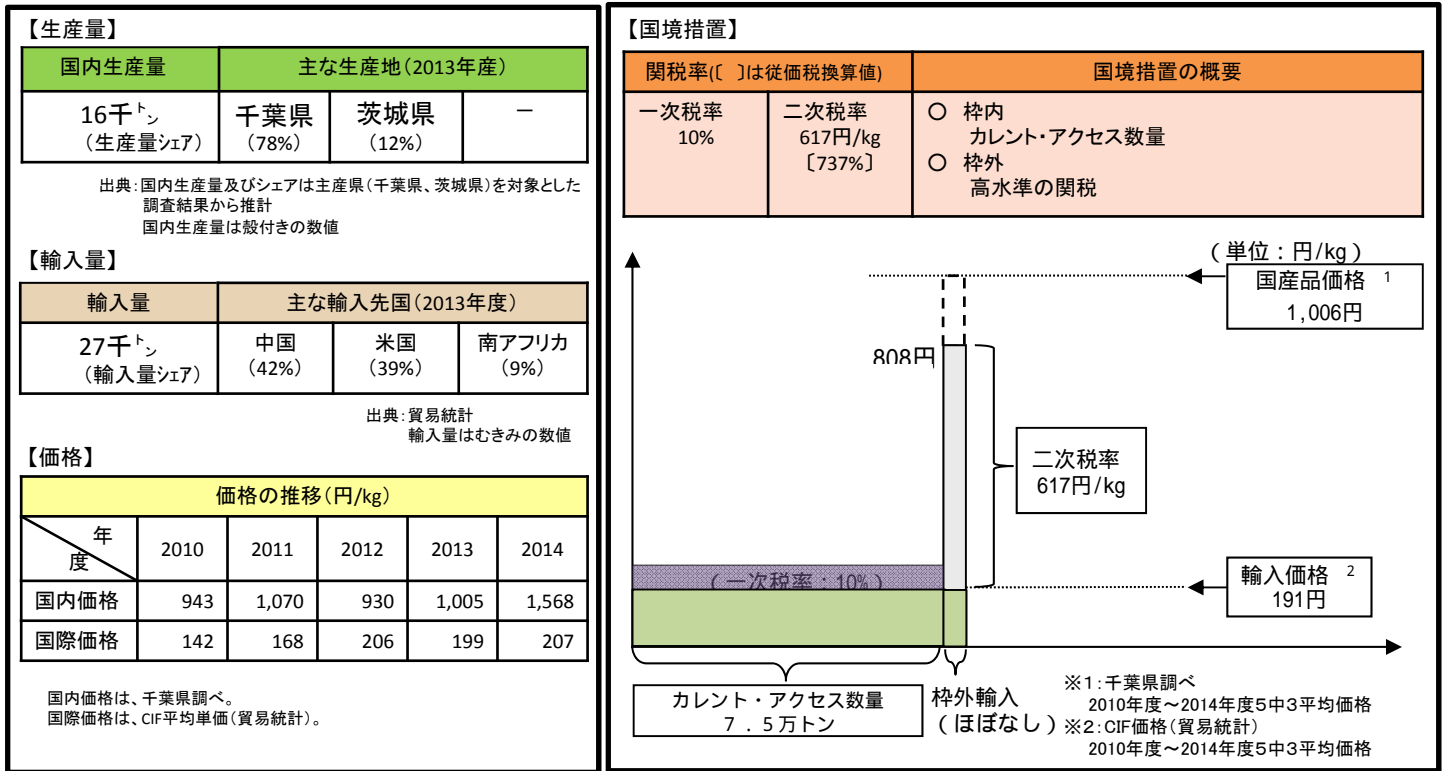
## イメージ図



関税割当制度が維持され、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

# 落花生：現況

- 国内需要を国内生産でまかなえないものについて関税割当を実施(7.5万トン)。
- 国産品と輸入品の品質格差が大きく、輸入量も関税割当量の4割以下。



# 落花生：結果分析

## 基礎データ

| 国内生産量<br>(2013年度)       | 主な生産地<br>(生産量シェア)    |                     |      | 輸入量<br>(2013年度)              | 主な輸入先国<br>(輸入量シェア)  |                     |                           |                           |
|-------------------------|----------------------|---------------------|------|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------------|---------------------------|
| 16.2千トン                 | 千葉県<br>12.7千トン (78%) | 茨城県<br>2.0千トン (12%) | —    | 27.1千トン<br>【うちTPP参加国10.7千トン】 | 中国<br>11.5千トン (43%) | 米国<br>10.5千トン (39%) | 南アフリカ<br>2.6千トン (10%)     |                           |
| 価格・生産量・輸入量の推移(円/kg・千トン) |                      |                     |      |                              |                     |                     |                           |                           |
| 年度                      | 2010                 | 2011                | 2012 | 2013                         | 2014                | 関税率                 |                           | 国境措置の概要                   |
| 国内価格                    | 943                  | 1,070               | 930  | 1,005                        | 1,568               | 一次税率<br>10%         | 二次税率<br>617円/kg<br>[737%] | 枠内<br>カレント・アクセス数量(7.5万トン) |
| 国際価格                    | 142                  | 168                 | 206  | 199                          | 207                 |                     |                           | 枠外<br>高水準の関税(617円/kg)     |
| 国内生産量                   | 16                   | 20                  | 17   | 16                           | 16                  |                     |                           |                           |
| 輸入量                     | 30                   | 31                  | 25   | 27                           | 28                  |                     |                           |                           |

出典：作物統計、農産物価統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)  
国内価格は千葉県産の産地価格

## 交渉結果

| 品目/<br>現在の関税率                           | 合意内容   |
|---|--|
| 落花生<br>一次税率(枠内) 10%<br>二次税率(枠外) 617円/kg | <ul style="list-style-type: none"> <li>枠内について即時関税撤廃。</li> <li>枠外について段階的に8年目に撤廃。</li> </ul> |

## 結果分析

- 国産と外国産の間に大きな品質格差があり、国産は外国産に比して価格が4倍～7倍となるなどしっかりと差別化がなされている。
  - また、枠外関税は段階的に8年目に撤廃されるが、現行の輸入量は関税割当枠の半分も満たしていない。
- ↓
- したがって、TPP参加国以外の国からの輸入がTPP参加国からの輸入に切り替わるものと考えられることから、特段の影響は見込み難いが、更なる競争力の強化が必要。

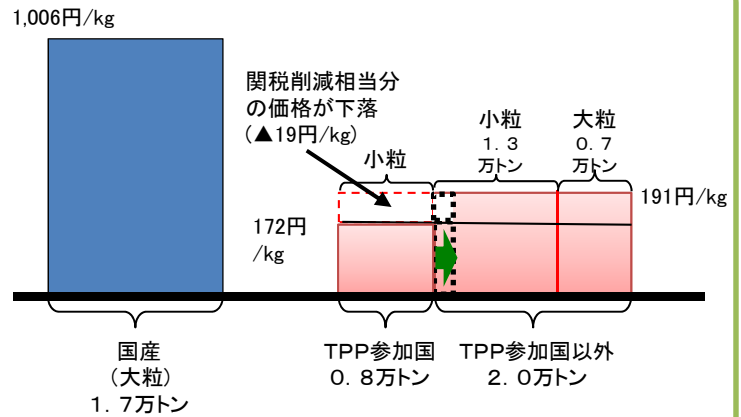
# 落花生：影響試算

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 関税率(TQ、国貨品目は2次税率) | 617円/kg (592.8~736.8%) TQ品目 |
| 主産地(農業産出額上位5位)    | 千葉県、茨城県、神奈川県、鹿児島県、栃木県       |
| 国内生産量             | 1.7万トン                      |
| 輸入量(うちTPP参加国)     | 2.8万トン(0.8万トン)              |

## 考え方(シナリオ)

- 交渉の結果、枠内関税を即時撤廃とし、関税割当の枠外関税を段階的に8年目に撤廃することとなった。
- ここ数年の落花生をめぐる状況としては、
  - ・平成25年度以降国産価格が上昇しているにもかかわらず、輸入数量はほとんど伸びずに、国産と外国産の置き換えが進んでいない。
  - ・我が国で生産される落花生は全て大粒種だが、近年のTPP参加国の機械生産体系等を踏まえると、国産と競合する大粒種の輸入増加は見込まれない。
- これらの状況等を踏まえると、TPP参加国以外の国からの小粒種の輸入が、TPP参加国からの小粒種の輸入への切り替わりにとどまる。
- このため、TPP合意による特段の影響は見込み難いが、地域経済を支える品目として更なる競争力の強化を実施。

## イメージ図



国産と外国産の置き換えが進んでいないことやTPP参加国からの大粒種の輸入増加が見込まれないため、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

生産減少額0億円

(注)各品目における出典

- 交渉結果 : 農林水産省「TPP農林水産市場アクセス交渉の結果(平成27年10月6日公表)」
- : 農林水産省「TPP交渉 農林水産分野の大筋合意の概要(追加資料)(平成27年10月8日公表)」
- 現況 : 農林水産省「品目別参考資料(平成27年10月29日公表)」
- 影響分析 : 農林水産省「品目毎の農林水産物への影響について(平成27年10月29日公表)」
- 分析の考え方: 内閣官房「TPP協定の経済効果分析(平成27年12月24日公表)」
- (別紙)農林水産物の生産額への影響について

## 総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日決定)

### ～検討の継続項目～

農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略については、平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。具体的には、以下の項目について、今後検討を進めます。

- 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- 生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し
- 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- 戦略的輸出体制の整備
- 原料原産地表示
- チェックオフ制度の導入
- 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
- 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策
- 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討
- 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

### ～対策の進め方～

農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。



# 參考資料

# 農林水産物の生産額への影響について(試算) 試算方法、試算結果

## 1. 試算方法

### (1) 試算対象品目

関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目である以下の19品目の農産物、14品目の林水産物とした。

農産物(19品目):米、小麦、大麦、砂糖、でん粉原料作物、牛肉、豚肉、牛乳製品、小豆、いんげん、落花生、こんにゃく、いも、茶、加工用トマト、かんきつ類、りんご、パイナップル、鶏肉、鶏卵

林水産物(14品目):合板等、あじ、さば、いわし、ほたてがい、たら、いか・干しするめ、かつお・まぐろ類、さけ・ます類、こんぶ類、のり類、うなぎ、わかめ、ひじき

### (2) 試算対象国

T P P 参加11カ国:米国、豪州、NZ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、メキシコ、カナダ

### (3) 生産額への影響の算出方法

T P P の大筋合意内容や「総合的な T P P 関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮して算出。

具体的には、平成27年11月に公表した影響分析(品目毎の農林水産物への影響について)を踏まえ、個別品目毎に、国産品及び輸入品の価格を出発点として、原則として以下の、の前提により合意内容の最終年における生産額への影響を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算した。

内外価格差、品質格差等の観点から、品目毎に輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分。

価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率(関税削減相当分÷国産品価格)の1/2の割合で価格が低下すると見込む。(注)

生産量については、国内対策の効果を考慮。

個別品目の事情により、上記 ~ と異なる場合がある。

(注)価格について、品目によっては、国内対策により品質向上や高付加価値化等を進める効果を勘案し、以下で見込む価格を上限値とし、

上記で見込む価格を下限値とする。

ア 競合する部分は、関税削減相当分の1/2の価格低下

イ 競合しない部分は、アの競合する部分の価格低下率の1/2の価格低下

## 2. 試算の結果

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

農林水産物の生産減少額: 約1,300~2,100億円

食料自給率(26年度)への影響:

【26年度:カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

→ 【試算を反映したもの:カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

### 〔 注意事項 〕

(1) 輸出の取扱いについて、上記1.(3)の前提の中で、輸出拡大分は考慮していない。

(2) 試算の結果、国内生産量が維持されると見込まれることから、水田や畑の作付面積の減少や農業の多面的機能の喪失は見込み難い。

(3) 試算を行った各対象品目の生産額の合計については、諸元から試算に用いている各品目毎の価格、生産量により機械的に求めた場合、約6兆8000億円となる。

# 各品目の試算の考え方

| 品目名     | 生産量減少率 | 生産減少額 | 試算の考え方   |
|---------|--------|-------|--|
| 米       | 0%     | 0億円   | 現行の国家貿易制度や枠外税率を維持することから、国家貿易以外の輸入の増大は見込み難いことに加え、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得に影響は見込み難い。                        |
| 小麦      | 0%     | 約62億円 | 国家貿易制度の下で、新たな国別枠を通じた輸入は、既存枠を通じた輸入の一部が置き換わることが基本であることに加え、体質強化対策や経営所得安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。                   |
| 大麦      | 0%     | 約4億円  | 国家貿易制度の下で、新たなTPP枠を通じた輸入は、既存枠を通じた輸入の一部が置き換わることが基本であることに加え、体質強化対策や経営所得安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。                  |
| 砂糖      | 0%     | 約52億円 | 糖価調整制度が現行どおり維持される中で、現在輸入されているタイ産の粗糖の一部がTPP参加国に代替されることにとどまることに加え、体質強化対策や経営所得安定対策等を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。          |
| でん粉原料作物 | 0%     | 約12億円 | 糖価調整制度が現行どおり維持される中で、TPP参加国を対象とした関税割当は、現行の関税割当の下で輸入されている範囲内となることに加え、国内産でん粉製造コストの低減等の体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。 |
| 小豆      | 0%     | 0億円   | 枠外関税が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。                                  |
| いんげん    | 0%     | 0億円   | 枠外関税が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。                                  |
| 落花生     | 0%     | 0億円   | 国産との差別化が図られており、競合する大粒種の輸入が見込まれない等により、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。                        |

# 国境措置変更による影響試算データ諸元

## ○ 価格

| 項目            | 単位   | 米   |   | 小麦  |  | 大麦  |  |
|---------------|------|-----|---|-----|--|-----|--|
|               |      | データ | データの諸元  | データ | データの諸元   | データ | データの諸元   |
| <競合するもの>      |      |     |   |     |  |     |  |
| 国産品価格         | 円/kg | -   |   | 49  | 国内産小麦の全銘柄平均落札価格（税込）<br><13年産><br>【全国米麦改良協会】              | 42  | 国内産二条大麦の全銘柄平均落札価格（税込）<br><13年産><br>【全国米麦改良協会】            |
| 国境措置変更後の国産品価格 | 円/kg | -   |   | 42  | マークアップの引下げにより、外国産麦の販売価格が低下することに伴い、国内産麦価格も低下（約7.8円/kg）する。 | 38  | マークアップの引下げにより、外国産麦の販売価格が低下することに伴い、国内産麦価格も低下（約3.4円/kg）する。 |
| 輸入品価格         | 円/kg | -   |   | -   |  | -   |  |
| <競合しないもの>     |      |     |   |     |  |     |  |
| 国産品価格         | 円/kg | 239 | 相対取引価格（玄米ベース、税込、包装代込み）<br><13年産><br>【農水省・米穀の取引に関する報告】 | -   |  | -   |  |
| 国境措置変更後の国産品価格 | 円/kg | -   |   | -   |  | -   |  |
| 考え方           |      |     | <b>卸売業者の玄米仕入価格</b>                                    |     | <b>製粉業者の小麦仕入価格</b>                                       |     | <b>精麦業者の二条大麦仕入価格</b>                                     |

## ○ 生産量

| 項目        | 単位 | 米     |  | 小麦  |                                       | 大麦  |   |
|-----------|----|-------|--|-----|---------------------------------------|-----|---|
|           |    | データ   | データの諸元   | データ | データの諸元                                | データ | データの諸元  |
| <競合するもの>  |    |       |  |     |                                       |     |   |
| 国産品生産量    | 千ト | -     |  | 805 | 国内産小麦生産量<br><11～13年産平均><br>【農水省・作物統計】 | 123 | 国内産大・はだか麦生産量（ビール用大麦除く）<br><11～13年産平均><br>【農水省・作物統計】 |
| <競合しないもの> |    |       |  |     |                                       |     |   |
| 国産品生産量    | 千ト | 8,182 | 全国におけるコメの「主食用」（水稲）の収穫量<br><13年産><br>【農水省・作物統計】 | -   |                                       | -   |   |

## ○ 価格

| 項目            | 単位   | 砂糖  |   | でん粉原料作物 |   |
|---------------|------|-----|---|---------|---|
|               |      | データ | データの諸元  | データ     | データの諸元  |
| <競合するもの>      |      |     |   |         |   |
| 国産品価格         | 円/kg | -   |   | 124     | 片栗粉用、水産練り製品用等の国内産ばれいしよでん粉価格<br><09～13でん粉年度5中3平均><br>【農水省推計】 |
| 国境措置変更後の国産品価格 | 円/kg | -   |   | 108     | 国産品価格(124円/kg) - 関税削減相当分(16円/kg)                            |
| 輸入品価格         | 円/kg | 65  | ロンドン白糖価格（諸掛（フレート、保険料、引き取り経費）加算）<br><09～13砂糖年度5中3平均><br>【英国ロンドン市場公表データ】                              | 65      | ばれいしよでん粉CIF価格（アメリカ合衆国）<br><09年><br>【財務省・貿易統計】               |
| <競合しないもの>     |      |     |   |         |   |
| 国産品価格         | 円/kg | 200 | 精製糖の市中相場価格<br><09～13砂糖年度5中3平均><br>【日本経済新聞】  | -       |   |
| 国境措置変更後の国産品価格 | 円/kg | 193 | 国境措置変更後の国産品（国産糖）価格<br>国産糖価格 - 加糖調製品等の関税割当設定等による価格下落相当額（5円/kg） - 高糖度原料糖の調整金減額削減相当額（2円/kg）<br>【農水省推計】 | -       |   |
| 考え方           |      |     | <b>卸売業者の精製糖仕入価格と比較</b>  |         | <b>食品・加工品製造メーカーのでん粉仕入価格と比較</b>                              |

## ○ 生産量

| 項目        | 単位 | 砂糖  |  | でん粉原料作物 |  |
|-----------|----|-----|--|---------|--|
|           |    | データ | データの諸元   | データ     | データの諸元                                   |
| <競合するもの>  |    |     |  |         |  |
| 国産品生産量    | 千ト | -   |  | 78      | 制度対象外（片栗粉用、水産練り製品用等）の国産ばれいしよでん粉生産量<13年産> |
| <競合しないもの> |    |     |  |         |  |
| 国産品生産量    | 千ト | 729 | 国内産糖生産量（分蜜糖の実績見込み）（精糖換算）<br><14砂糖年度><br>【農水省・砂糖及び異性化糖の需給見通し】 | -       |  |

# 国境措置変更による影響試算データ諸元

## ○ 価格

| 項目            | 単位   | 小豆      |  | いんげん    |  | 落花生         |  |
|---------------|------|---------|--|---------|--|-------------|--|
|               |      | データ     | データの諸元                                       | データ     | データの諸元   | データ         | データの諸元   |
| < 競合するもの >    |      |         |  |         |  |             |  |
| 国産品価格         | 円/kg | --      |  | --      |  | --          |  |
| 国境措置変更後の国産品価格 | 円/kg | --      |  | --      |  | --          |  |
| 輸入品価格         | 円/kg | 124     | 輸入小豆のCIF価格<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【財務省・貿易統計】 | 107     | 輸入いんげんのCIF価格<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【財務省・貿易統計】 | 191         | 輸入むきみ落花生のCIF価格<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【財務省・貿易統計】 |
| < 競合しないもの >   |      |         |  |         |  |             |  |
| 国産品価格         | 円/kg | 359     | 小豆の年平均価格<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【農水省・農業物価統計】 | 280     | 大手亡の年平均価格<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【農水省・農業物価統計】  | 1,006       | 千葉県産むきみの産地価格<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【千葉県調べ】      |
| 国境措置変更後の国産品価格 | 円/kg | --      |  | --      |  | --          |  |
| 考え方           |      | 産地価格で比較 |  | 産地価格で比較 |  | むきみの産地価格で比較 |  |

## ○ 生産量

| 項目          | 単位  | 小豆  |   | いんげん |   | 落花生 |   |
|-------------|-----|-----|---|------|---|-----|---|
|             |     | データ | データの諸元                                  | データ  | データの諸元                                  | データ | データの諸元                                      |
| < 競合するもの >  |     |     |   |      |   |     |   |
| 国産品生産量      | 千トン | --  |   | --   |   | --  |   |
| < 競合しないもの > |     |     |   |      |   |     |   |
| 国産品生産量      | 千トン | 65  | 国内生産量<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【農水省・作物統計】 | 18   | 国内生産量<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【農水省・作物統計】 | 17  | 国内生産量（大粒）<br>< 10～14年度5中3平均 ><br>【農水省・作物統計】 |

ラウンドの関係で、品目毎の生産減少額（本体2～3頁）と本表の諸元から算出する生産減少額が一致しない場合がある。

# 各国の対日関税に関するTPP交渉結果（コメ・コメ加工品関係）

## 直近3年の輸出額

単位：百万円

| 年     | 2012  | 2013   | 2014   | 主な輸出先     |                    |
|-------|-------|--------|--------|-----------|--------------------|
|       | 世界    | 12,574 | 15,041 |           | 16,879             |
| うちTPP | 5,512 | 6,512  | 7,155  | 米国、シンガポール |                    |
| コメ    | 世界    | 726    | 1,030  | 1,428     | 香港、シンガポール、台湾、中国    |
|       | うちTPP | 267    | 410    | 498       | シンガポール、豪州、米国       |
| 米菓    | 世界    | 2,902  | 3,487  | 3,944     | 台湾、香港、米国、シンガポール、韓国 |
|       | うちTPP | 923    | 1,019  | 1,061     | 米国、シンガポール、豪州       |
| 日本酒   | 世界    | 8,946  | 10,524 | 11,507    | 米国、香港、韓国、中国、台湾     |
|       | うちTPP | 4,322  | 5,083  | 5,596     | 米国、シンガポール、カナダ      |

## （参考）輸出戦略上の位置づけ

- 重点品目  
コメ、コメ加工品（米菓）、即席麺
- 重点地域 等  
【コメ】  
台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国、香港、シンガポール 等  
【米菓】  
中東、中国、EU、台湾、香港、シンガポール、米国  
【日本酒】  
EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国、米国、香港
- 2020年までの目標（コメ・コメ加工品）  
600億円（日本酒含む）

## 個別品目の交渉結果

注：「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。[ ]内は、現時点（2015年4月現在）のEPA税率。

### (1) コメ（精米）

| 国名              | 米国                      | カナダ                  | 豪州   | メキシコ                        | マレーシア              |
|-----------------|-------------------------|----------------------|------|-----------------------------|--------------------|
| 現行<br>↓<br>交渉結果 | 1.4セント/kg<br>↓<br>5年目撤廃 | (無税)                 | (無税) | 20%<br>↓<br>10年目撤廃          | 40%<br>↓<br>11年目撤廃 |
| シンガポール          | チリ                      | ペルー                  | NZ   | ベトナム                        | ブルネイ               |
| (無税)            | 6%<br>↓<br>8年目撤廃        | 0%+従量税<br>↓<br>従量税維持 | (無税) | 40%<br>[22.5%]<br>↓<br>即時撤廃 | (無税)               |

### (2) 米菓

| 国名              | 米国                   | カナダ   | 豪州                      | メキシコ                            | マレーシア                       |
|-----------------|----------------------|---|-------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 現行<br>↓<br>交渉結果 | 無税～4.5%<br>↓<br>即時撤廃 | 2%～<br>5.42セント/kg + 4%<br>↓<br>即時又は<br>11年目撤廃 | 5%<br>[無税]<br>↓<br>即時撤廃 | 10%<br>[無税]<br>↓<br>即時撤廃        | 無税又は6%<br>[無税]<br>↓<br>即時撤廃 |
| シンガポール          | チリ                   | ペルー   | NZ                      | ベトナム                            | ブルネイ                        |
| (無税)            | 6%<br>↓<br>即時撤廃      | (無税)  | 5%<br>↓<br>2年目撤廃        | 20～30%<br>[14.6%]<br>↓<br>4年目撤廃 | (無税)                        |

### (3) 日本酒

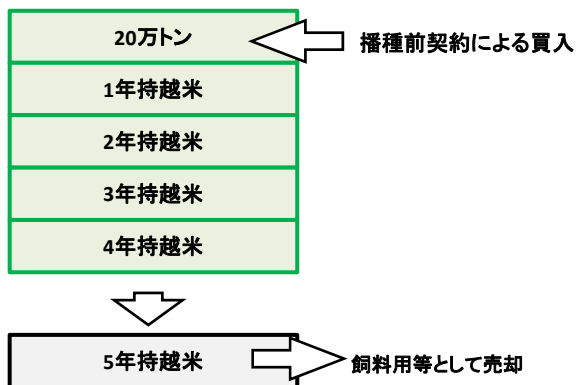
| 国名              | 米国                      | カナダ                             | 豪州                      | メキシコ                         | マレーシア  |
|-----------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|------------------------------|--|
| 現行<br>↓<br>交渉結果 | 3セント/リットル<br>↓<br>即時撤廃  | 2.82～12.95セント/リットル<br>↓<br>即時撤廃 | 5%<br>[無税]<br>↓<br>即時撤廃 | 20%<br>[無税]<br>↓<br>即時撤廃     | 25.50マレーシアリンギット<br>per 100% vol./リットル<br>↓<br>16年目撤廃 |
| シンガポール          | チリ                      | ペルー                             | NZ                      | ベトナム                         | ブルネイ   |
| (無税)            | 6%<br>[無税]<br>↓<br>即時撤廃 | 9%<br>[無税]<br>↓<br>6年目撤廃        | (無税)                    | 59%<br>[23.6%]<br>↓<br>3年目撤廃 | (無税)   |

## 政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用(10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準)。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない棚上げ備蓄を実施(備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ)。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却。

### 基本的な政府備蓄米の運用

原則20万t×5年→100万t

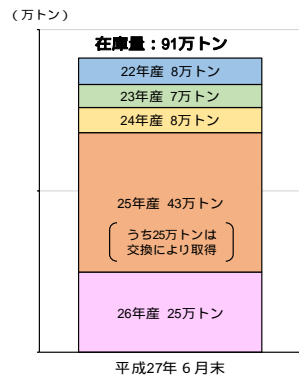


### 政府備蓄米の現在の在庫状況

#### 【最近の買入数量】

|      |             |
|------|-------------|
| 22年産 | 18万トン       |
| 23年産 | 7万トン        |
| 24年産 | 8万トン        |
| 25年産 | 18万トン       |
| 26年産 | 25万トン       |
| 27年産 | 25万トン(予定)   |
| 28年産 | 22.5万トン(予定) |

#### 【現在の備蓄状況】

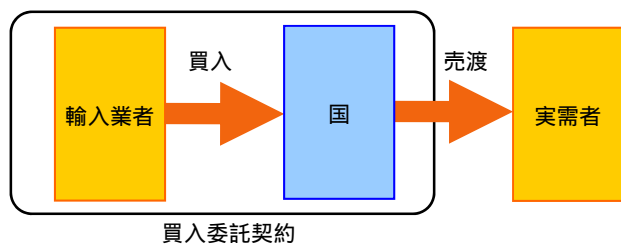


5年を超える古米を多く保有していたことから、26年度において、政府備蓄米と25年産米(25万トン)を交換。

## MA米輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。

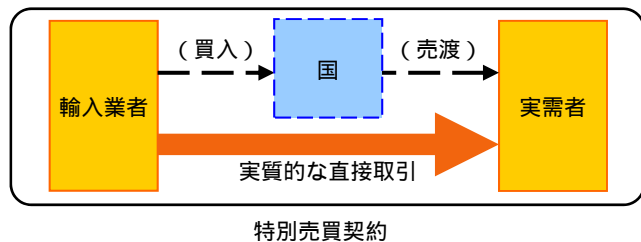
#### 【一般輸入】(66万トン)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ **価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。**

#### 【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(10万トン)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

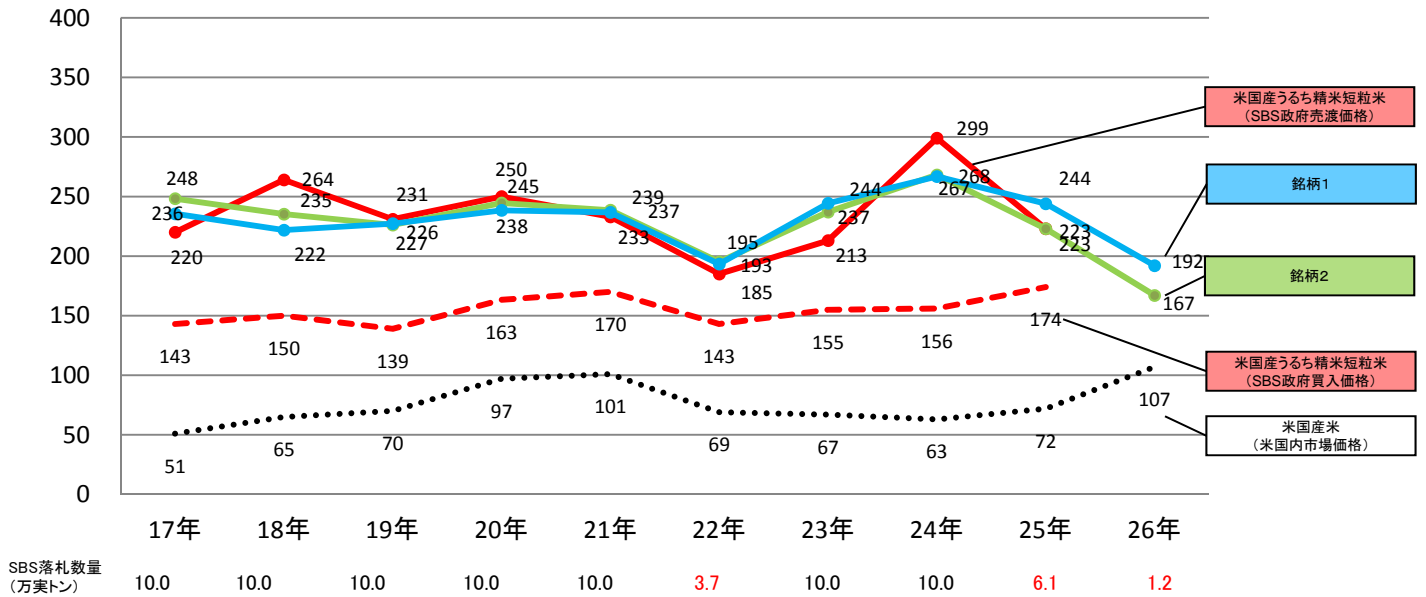
➡ **主に主食用に販売。**

: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

# 国産米の価格と米国産SBS価格(うるち精米短粒種)との比較

□ SBSにより輸入される米は、低価格の国産米の価格水準を見据えて、国内に流通。

円/kg(精米ベース)



注1: 国産米の価格は、平成17年度以前はコメ価格センターの価格、18年度以降は相対取引価格。  
 注2: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。  
 注3: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年度の輸出から翌年の10月までを対象)を精米換算したもの。26年度については、27年4月までの価格を使用。  
 注4: 米国産SBSの政府買入価格は港湾諸経費を含む。(加重平均価格)  
 注5: 平成26年度は米国産うるち精米短粒米のSBS買入実績がないため、SBSの政府買入価格及び売渡価格のデータはなし。  
 注6: 為替レートは、年平均のもの。「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。26年については、暫定的に東京三菱UFJのTTSを使用。

## 米の国別枠におけるSBS方式の運用について

米の国別枠における売買同時契約方式(SBS)の運用方法に関し、円滑な入札手続きを行うため、透明性向上の観点から、以下の技術的な変更を行う予定。

1. 入札スケジュール  
年6回、毎年5月から2ヵ月毎に実施 等
2. 入札参加資格の設定  
外国法人でも日本で登記されれば参加可能 等
3. 政府予定価格の設定  
政府予定価格を短粒種・中粒種・長粒種毎等に設定 等
4. 最低マークアップの運用  
年度内において安定的に運用 等
5. 碎米割合の設定  
碎米割合を7%以下に設定 等
6. 最低入札単位の設定  
最低入札単位を17トンに設定 等
7. 入札結果の公表  
落札した政府買入価格の最高値・最低値を公表 等
8. 再入札の実施  
予定数量に満たなかった場合、翌日に再入札を実施 等
9. 船積・引渡期限の設定  
船積期限を11ヶ月、引渡期限を12ヶ月に延長 等
10. レビューの実施  
毎年度最初の3回の入札で消化率が90%を下回る場合、以降は残りの枠数量全量を入札に付す  
3年度中2年度で数量が消化されなかった場合に最低マークアップを一時的に15%引下げ 等

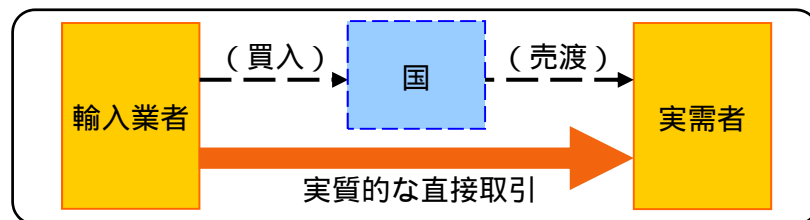
(注) 内容が確定した時点で、改めて公表予定。

## 米に関するよくある質問

Q SBSとはどのような仕組みですか？

A SBSとは売買同時入札（Simultaneous Buy and Sell）の略であり、輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加する輸入方式です。現行のWTO協定の下でもミニマム・アクセス米（77万玄米トン）の一部について、10万トンのSBS枠を設定し、SBS方式で輸入された米は主に主食用に利用されています。今回設定することとしている米国及び豪州向けのTPP国別枠についても、SBS方式により輸入することとしています。

特別売買契約(SBS)のイメージ



Q 「実トン」とはどのような単位ですか？

A 「実トン」とは、精米か玄米かに関係なく、実際に輸入した数量をそのまま積み上げた単位です。

Q 備蓄運営の見直しでは、国別枠により輸入される米を直接備蓄用に買い入れるのですか？

A 国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れることとしており、国別枠により輸入された米を直接備蓄米として買い入れるものではありません。

Q 備蓄運営の見直しでは、100万トンの備蓄米の保管期間を3年程度に短縮するとのことですが、毎年33万トンを買入れるということですか？

A 毎年の備蓄米の買入数量を含む具体的な運営方式等の見直しの詳細は、「国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する」という対策の趣旨を踏まえ、今度検討する予定です。



Q 政策大綱には「消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点から」という表現がありますが、備蓄米を主食用として販売するのですか？

A 当該記載は、あくまで大凶作等により米が不足する有事には、より保管年数が短く鮮度の高い米を消費者に供給できるようにするという趣旨であり、平時には、棚上げ備蓄終了後の備蓄米は非主食用（飼料用、加工用、援助用）として売却するという現在の備蓄制度の基本的枠組みを変えるものではありません。

Q TPPの国別枠では、国産米よりかなり安い米が輸入されるのですか？

A 27ページのグラフにもあるとおり、現在のSBS方式で輸入されている外国産米の国内での売渡価格は、中食・外食などの業務用に用いられる国産米の価格とほぼ同等の水準となっています。TPPで設定する国別枠による輸入米も、SBS方式で輸入されることから、この状況は変わらないと考えられます。

Q 新たに米の輸出に取り組むには、どのようにすればよいのでしょうか？

A 米の輸出は、生産者がご自身で輸出を行うケース、輸出を行う流通業者に集荷団体を通じて又は直接輸出用米を販売するケース等があります。コメ・コメ加工品輸出特別支援事業の支援を受けるための条件等については、巻末にお示ししている担当部局にお問い合わせ下さい。

# 平成27年度補正予算の概要 (TPP関連対策)

平成28年1月20日成立

# 産地パワーアップ事業

【平成27年度補正予算額：505億円】

水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

## 事業内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。

## 支援内容

### (1) 支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組(計画策定や技術実証に要する経費)

### (2) 支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体等

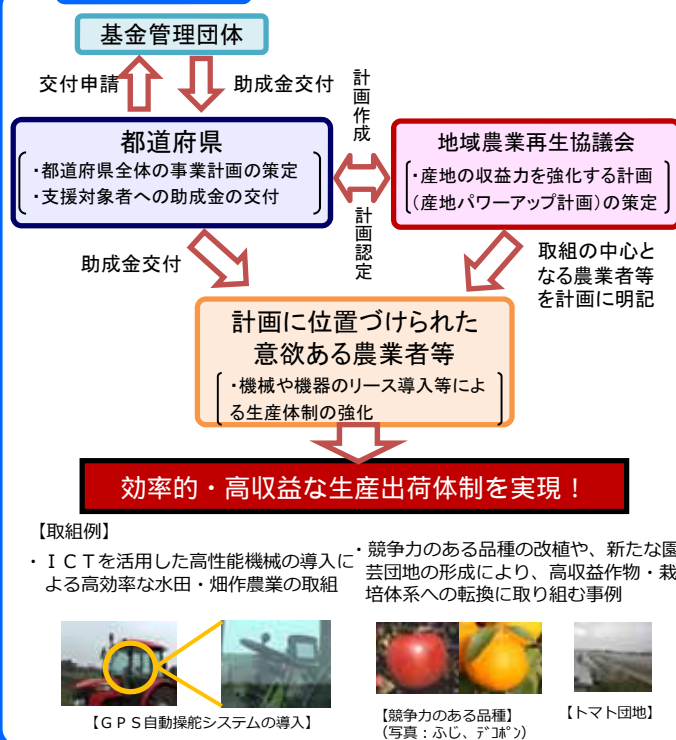
### (3) 補助率

施設整備は1/2以内、農業機械リース導入は本体価格の1/2以内等

## 交付先

基金管理団体へ一括して交付します。

## 事業の流れ



## 産地パワーアップ事業(水田・畑作における活用のイメージ)

- 水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系に転換を図るための取組を総合的に支援します。
- 例えば、水田・畑作にあつては、以下のような取組に活用できます。
  - ・ 生産コスト削減に資する水稻等の直播技術の導入に向けた体制整備
  - ・ 大規模経営に必要な農業機械の導入やライスセンターの整備
  - ・ ICTを活用した高効率な水田・畑作営農を実現するためのGPS活用型農業機械の導入

### 直播技術の導入によるコスト削減の実現

直播栽培への転換に向けた播種機、種子コーティング機材の導入



育苗・田植えを省略して労働時間を大幅に削減し、稲作のコスト削減を実現

### 稲・麦・大豆の輪作体系の構築

稲・麦・大豆等の多くの作物に対応した汎用コンバインの導入



稲・麦・大豆を同じコンバインで収穫し、コストを削減しつつ、適切な輪作体系を構築

### 大型農業機械の導入等による大規模経営の実現

大規模経営に対応した大型農業機械の導入やライスセンターの新設



担い手への農地の集積・集約化に対応した大型機械・施設の導入により大規模稲作経営を実現

### ニーズに応じた出荷による収益力向上

細かく分類した米の貯蔵が可能なラック式倉庫の整備



産地銘柄、等級、有機栽培や特別栽培への取組等に米を分類して貯蔵、販売し、収益力を向上

### ICTを活用した生産性向上

GPS自動操舵システムの導入



作業能率・精度の向上による、生産性の向上により高収益な大規模稲作経営を実現

### 省力作業の実現による収益力向上

高性能機械によるばれいし収穫と集中選別作業体系の導入



作業能率向上等による生産性の向上を図り、規模拡大による収益力向上を実現

# 加工施設再編等緊急対策事業

【平成27年度補正予算額:46億円】

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援することにより、国内農業の競争力の強化を図る。

## 事業内容

再編合理化により効率的な加工体制の構築を図る事業者や、施設の高度化によりニーズに応じた加工品を生産し、収益力向上を図る事業者に対し、より効率的な加工施設を整備する取組や加工機能の改善に向けた取組を支援。

## 支援内容

### (1) 支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)
- ② 需要の見込める製品への転換等、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備(施設整備に要する経費等)

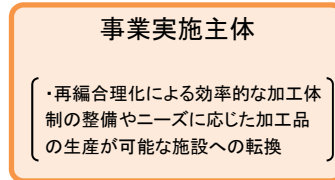
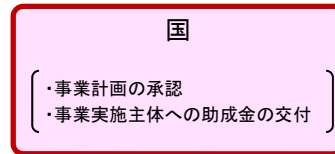
### (2) 支援対象者

- ① 再編合理化の取組:製粉企業、精製糖企業、食肉処理施設等
- ② 製造ラインの高度化等の取組:製粉企業、精製糖企業、乳業者等

### (3) 補助率

施設整備・廃棄は1/2以内、事業推進等は定額

## 事業の流れ



生クリーム貯蔵施設



産地食肉センター



製粉施設



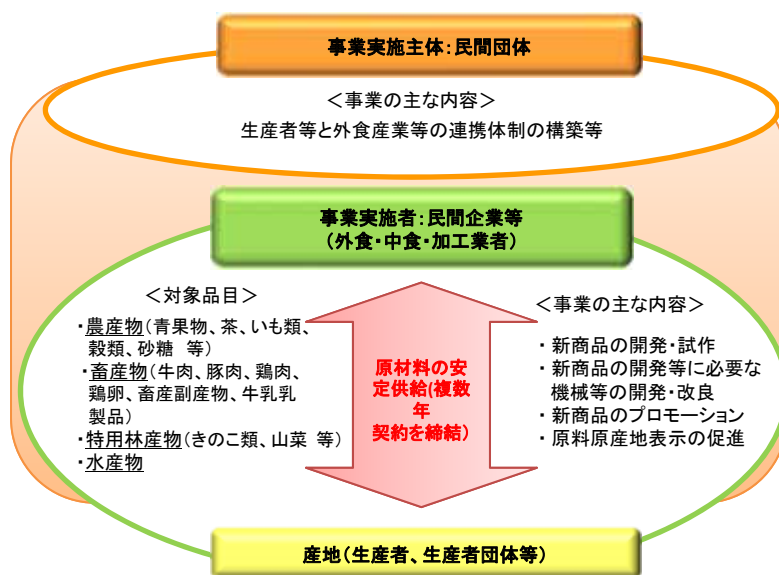
精製糖工場

# 外食産業等と連携した需要拡大対策事業

【平成27年度補正予算:36億円】

国産農林水産物の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と複数年契約を締結する民間企業(外食・中食・加工業者)に対し、国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援。

## 事業スキーム



輸入品に対する競争力を強化し、国産農林水産物の需要を拡大!

## 国産農林水産物を活用した新商品開発の事例

産地直送や旬にこだわった国産果実を使った季節のパフェを提供



豆、小麦、砂糖、卵など原料を国産にこだわったどらやきを販売



歩留まりが良く、安全性の高い熟成肉を製造するための微生物の有用性の検証や熟成技術を開発



地元外食企業が開発したいだけ料理を提供



小型のさんまを使った頭や骨まで食べられる干物を開発し販売





# 高品質な我が国農林水産物の輸出促進緊急対策

【平成27年度補正予算額 131億円】

## 輸出促進に向けた緊急対策

【85億円】

品目別輸出団体も活用し、オールジャパンの体制で輸出拡大に向けた取組を支援

### コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

【12億円】

#### 主な事業内容

- 共同での精米・くん蒸や包装米飯形態での輸出などの取組実証
- プロモーション活動の強化
- 包装米飯輸出促進
- 米輸出拡大のための実践的調査



### 畜産物輸出特別支援事業

【10億円】

#### 主な事業内容

- モモ肉・バラ肉等の多様な部位の輸出に向けた実践的な調査
- LL牛乳の共同輸送を始めとする牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証
- 海外でのプロモーション活動の強化



### 青果物輸出特別支援事業

【5億円】

#### 主な事業内容

- 植物検疫条件を満たすのに必要な機材の整備
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した防除暦の作成
- 低温貯蔵・輸送技術の実証等によるコールドチェーンの確立



### 茶輸出特別支援事業

【2億円】

#### 主な事業内容

- 新たな抹茶加工技術の実証
- 輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定



### 木材製品輸出特別支援事業

【1億円】

#### 主な事業内容

- 日本の加工技術を活かした木材製品のブランド化
- 輸出先国における販売促進活動



### 水産物輸出拡大緊急対策事業

【55億円】

#### 主な事業内容

- 大規模な拠点漁港において、共同利用施設等を整備
- 水産加工施設のHACCP基準を満たすための改修整備や機器整備の支援
- プロモーション活動等の実施



### 輸出促進に向けた緊急対策のうち

#### 日本食魅力発信輸出促進緊急対策事業【3億円】

海外メディアの活用やメディアと連携した料理講習会等の品目横断的なプロモーションによる日本食魅力発信、海外消費者の意識購買行動実態調査・分析等の実施

#### 主な事業内容

- －海外メディアを活用することで広範な消費者の日本食材への関心を喚起
- －品目別の取組とメディア活動を連動させた料理講習会等プロモーション活動
- －海外消費者の意識購買行動実態調査・分析等の実施



#### 農畜産物輸出拡大施設整備事業【43億円】

輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援

#### 主な事業内容

- 高度な衛生基準を満たすHACCP対応の施設の整備
- コールドチェーンシステムの確保に資する低温保管施設の整備
- 輸出先国のニーズに対応した加工処理施設の整備



HACCP対応することにより輸出先の衛生基準に対応



低温管理することによりコールドチェーンを確立

#### 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業【0.1億円】

国際的な取引に通用する日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等の策定を推進するための緊急調査等を実施

#### 主な事業内容

1. 規格・認証スキーム、ガイドライン等の具体的ニーズの調査
2. 規格、ガイドライン等の普及、活用のための調査



# 平成28年度に活用可能な主な 水田・畑作関係施策一覧

(平成28年度予算概算決定の概要)

# 平成28年度に活用可能な主な水田・畑作関係施策一覧

カッコ内は平成28年度予算概算決定額

## ○水田活用の直接支払交付金【3,078億円】

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

## ○経営所得安定対策【3,506億円】

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)について、担い手(認定農業者、集落営農、認定新規農業者)を対象とし、幅広い担い手が参加できるよう規模要件を課さずに実施します。

### ・畑作物の直接支払交付金【1,948億円】

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね)を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

### ・米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)【754億円】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの27年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

### ・米の直接支払交付金【723億円】

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。(激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施します。)

## ○米穀周年供給・需要拡大支援事業【50億円】

民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

## ○甘味資源作物生産支援対策【93億円】

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復に向けた取組や甘味資源作物の安定生産を図る取組等を支援します。

## ○日本型直接支払【770億円】

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

# 水田活用の直接支払交付金の概要

【平成28年度予算概算決定額：3,078(2,770)億円】

○ 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

## 【交付対象者】

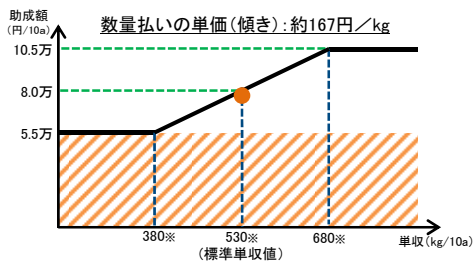
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

## 【支援内容】

### ① 戦略作物助成

| 対象作物      | 交付単価                       |
|-----------|----------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物 | 3.5万円/10a                  |
| WCS用稲     | 8.0万円/10a                  |
| 加工用米      | 2.0万円/10a                  |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、<br>5.5万円～10.5万円/10a |

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件  
注2：は全国平均の平均単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

### ② 二毛作助成

1.5万円/10a

（主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援）

| 作付パターン(例)   | 交付金額(10a当たり)       |
|-------------|--------------------|
| 主食用米 + 麦    | (米の直接支払) + 1.5万円   |
| 麦 + 大豆      | 3.5万円 + 1.5万円      |
| 飼料用米 + 麦    | 5.5～10.5万円 + 1.5万円 |
| 米粉用米 + 飼料用米 | 5.5～10.5万円 + 1.5万円 |

### ③ 耕畜連携助成

1.3万円/10a

（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援）

### ④ 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援

○ また、地域の取組に応じて都道府県に対して配分

| 対象作物      | 取組内容                  | 配分単価                             |
|-----------|-----------------------|----------------------------------|
| 飼料用米、米粉用米 | 多収品種への取組              | 1.2万円/10a                        |
| 加工用米      | 複数年契約(3年間)の取組         | 1.2万円/10a                        |
| 備蓄米       | 平成28年産政府備蓄米の買入札における落札 | 0.75万円/10a                       |
| そば、なたね    | 作付の取組                 | (基幹作)2.0万円/10a<br>(二毛作)1.5万円/10a |

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して配分(0.5万円/10a)

# 経営所得安定対策の概要

## 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

平成28年度予算概算決定額【1,948(2,072)億円【水田・畑地共通】】

◇ 担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

### 【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

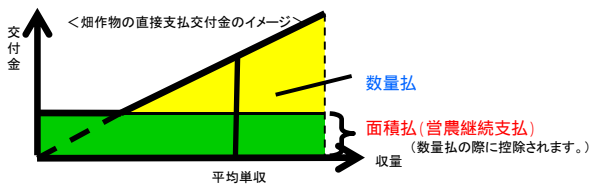
| 対象作物 | 平均交付単価       | 対象作物     | 平均交付単価       |
|------|--------------|----------|--------------|
| 小麦   | 6,320円/60kg  | てん菜      | 7,260円/ t    |
| 二条大麦 | 5,130円/50kg  | びんかつ用てん菜 | 12,840円/ t   |
| 六条大麦 | 5,490円/50kg  | そば       | 13,030円/45kg |
| はだか麦 | 7,380円/60kg  | なたね      | 9,640円/60kg  |
| 大豆   | 11,680円/60kg |          |              |

注：小麦については、パン・中華麺用品種は、数量払いに2,550円/60kgを加算

### 【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



## 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

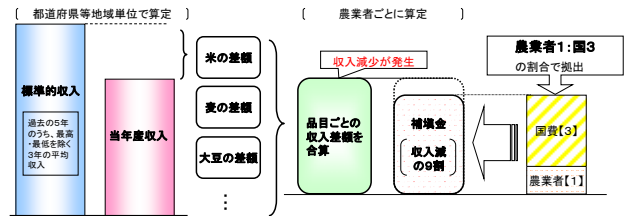
平成28年度予算概算決定額【754(802)億円】

◇ 担い手経営安定法に基づく、農家抛棄を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的措置

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

＜収入減少影響緩和交付金のイメージ＞



## 米の直接支払交付金

平成28年度予算概算決定額【723(760)億円】

7,500円/10a

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

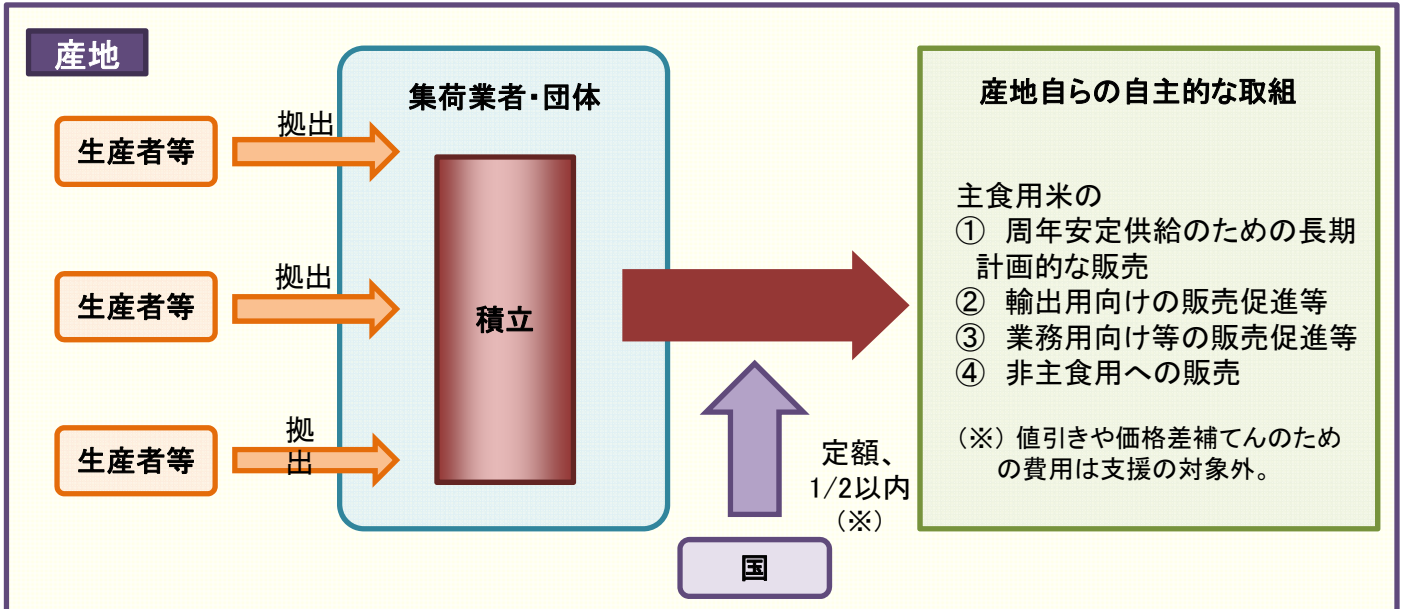
## 経営所得安定対策等推進事業等

平成28年度予算概算決定額【81(87)億円】

◇ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等



- 産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に国も一定の支援。



また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援。

# 甘味資源作物生産支援対策

【平成28年度予算概算決定額:93(81)億円】

## 甘味資源作物・国内産糖調整交付金

国内産糖と輸入糖との内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構に交付します。

## さとうきび増産基金

### < 発動要件 >

| 事象                 | 具体的発動要件   |
|--------------------|---|
| 病虫害発生              | 病虫害防除所から発生予察注意報、警報、特殊報が発出。  |
| 干ばつ被害発生            | 1か月間の降水量が平年に比べ1割未満。   |
| 台風被害発生             | 行政機関が推定する被害率が10%を超える台風被害。   |
| 自然災害等により生産減少のおそれ   | 干ばつ、台風、病虫害被害などにより、単収が対平年(7中5年平均)10%以上の減少となることが見込まれる場合。  |
| 災害等による生産減少のおそれ(特認) | 上記以外の災害等(暴風、豪雨、高潮その他の特別な事情による生ずる被害をいう。)により、単収又は単収に糖度を乗じたものが平年より10%以上減少となることが見込まれる場合であって、特に対策が必要なものとして政策統括官が認める場合。 |

### < 対策 >

発生した被害の状況や地域の事情に応じて以下のような対策を講じることができます。

- 病虫害防除対策
- かん水作業の実施
- 土づくりへの支援
- 苗の植替・補植への助成
- 株出管理作業の推進
- 適期肥培管理の推進 など

- 1 補助率は各県の糖業振興協会で決定。
- 2 発生した自然災害の内容や被害状況に応じ、本年度の単収や生産量が下がらないようにする対策、本年産に生じた悪影響を次年産に引きずらない対策、いずれも支援対象となります。

# 多面的機能支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 48,251 (48,251) 百万円】

**多面的機能支払交付金**  
46,751 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援

## 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

## 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動  
(水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等)
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

単価表(単位:円/10a)

|                | 都府県    |                                   |                                   | 北海道    |                                   |                                   |
|----------------|--------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                | 農地維持支払 | 資源向上支払<br>1<br>〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕 | 資源向上支払<br>2, 3<br>〔施設の長寿命化のための活動〕 | 農地維持支払 | 資源向上支払<br>1<br>〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕 | 資源向上支払<br>2, 3<br>〔施設の長寿命化のための活動〕 |
| 田              | 3,000  | 2,400                             | 4,400                             | 2,300  | 1,920                             | 3,400                             |
| 畑 <sup>4</sup> | 2,000  | 1,440                             | 2,000                             | 1,000  | 480                               | 600                               |
| 草地             | 250    | 240                               | 400                               | 130    | 120                               | 400                               |

[ 農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、 に75%単価を適用 ]

- 1: の資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動)は、 の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- 2: 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新
- 3: 、 と併せて の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、 (都府県の田: 4,400円/10a等)が加算され、 に75%単価を適用
- 4: 畑には樹園地を含む

**【多面的機能支払推進交付金】 1,500 (2,952) 百万円**  
都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 26,300 (29,000) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金  
26,000 (28,475) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

## 【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

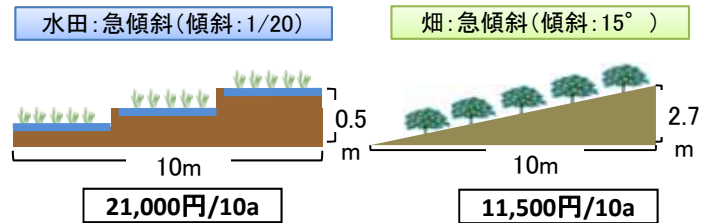
（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、東日本大震災復興特別区域法）

## 【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

## 【主な交付単価】

| 地目 | 区分          | 交付単価<br>円/10a |
|----|-------------|---------------|
| 田  | 急傾斜(1/20~)  | 21,000        |
|    | 緩傾斜(1/100~) | 8,000         |
| 畑  | 急傾斜(15度~)   | 11,500        |
|    | 緩傾斜(8度~)    | 3,500         |



集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付  
交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

## 【集落協定に基づく活動】

農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）  
体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

## 【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

### 【集落連携・機能維持加算】

広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

|            |
|------------|
| [単価]       |
| 地目にかかわらず   |
| 3,000円/10a |



小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

|            |            |
|------------|------------|
| [単価]       |            |
| 田          | 畑          |
| 4,500円/10a | 1,800円/10a |

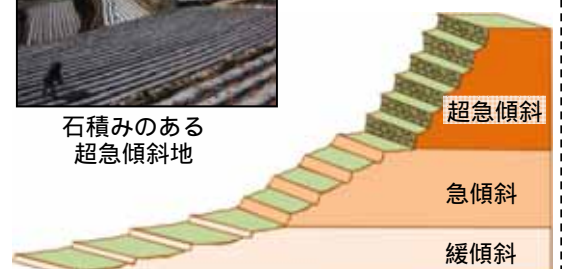
### 【超急傾斜農地保安全管理加算】

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援

|            |
|------------|
| [単価]       |
| 田・畑        |
| 6,000円/10a |



石積みのある超急傾斜地



【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (525) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 2,410(2,609)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金  
2,310(2,470)百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

支援対象となる取組の例

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け

堆肥の施用

有機農業



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献

様々な生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

上記の取組(全国共通取組)のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【支援単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

| 全国共通取組                 |                            | 地域特認取組の例            |                             |
|------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 対象取組                   | 交付単価                       | 対象取組                | 交付単価                        |
| 緑肥の作付け                 | 8,000円/10a                 | IPM※1を実践する取組        | 4,000円/10a<br>~8,000円/10a※2 |
| 堆肥の施用                  | 4,400円/10a                 | 冬期湛水管理 <sup>3</sup> | 8,000円/10a                  |
| 有機農業<br>(うちそば等雑穀・飼料作物) | 8,000円/10a<br>(3,000円/10a) |                     |                             |

- 1: IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術
- 2: 対象作物や交付単価は道県により異なる
- 3: 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 100(139)百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

# 問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

## 本省の連絡先

| I 水田・畑作品目毎のTPP影響分析や今後の対策  |             |                 |
|---------------------------|-------------|-----------------|
| 米関係                       | 政策統括官付農産企画課 | (直)03-6738-8961 |
| 麦関係                       | 政策統括官付貿易業務課 | (直)03-6744-0585 |
| 甘味資源関係                    | 政策統括官付地域作物課 | (直)03-3502-5963 |
| 豆類関係                      | 政策統括官付穀物課   | (直)03-3502-5965 |
| II 平成27年度補正予算の概要(TPP関連対策) |             |                 |
| 米関係予算                     | 政策統括官付農産企画課 | (直)03-6738-8961 |
| 麦関係予算                     | 政策統括官付貿易業務課 | (直)03-6744-0585 |
| 甘味資源作物関係予算                | 政策統括官付地域作物課 | (直)03-3502-5963 |
| 豆類関係予算                    | 政策統括官付穀物課   | (直)03-3502-5965 |

事業内容や申請手続などの詳細については、地方農政局や各都道府県の地方参事官にもお気軽にお問い合わせください

## 地方農政局の連絡先

|                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| 北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課(米、麦、豆類、甘味資源作物) | 011-330-8807         |
| 東北農政局生産部生産振興課(米、麦、豆類)               | 022-221-6169         |
| 園芸特産課(甘味資源作物)                       | 022-221-6193         |
| 関東農政局生産部生産振興課(米、麦、豆類)               | 048-740-0401         |
| 園芸特産課(甘味資源作物)                       | 048-740-0434         |
| 北陸農政局生産部生産振興課(米、麦、豆類)               | 076-232-4302         |
| 園芸特産課(甘味資源作物)                       | 076-232-4314         |
| 東海農政局生産部生産振興課(米、麦、豆類)               | 052-223-4622         |
| 園芸特産課(甘味資源作物)                       | 052-223-4624         |
| 近畿農政局生産部生産振興課(米、麦、豆類)               | 075-414-9020         |
| 園芸特産課(甘味資源作物)                       | 075-414-9023         |
| 中国四国農政局生産部生産振興課(米、麦、豆類)             | 086-224-4511(内線2412) |
| 園芸特産課(甘味資源作物)                       | 086-224-4511(内線2431) |
| 九州農政局生産部生産振興課(米、麦、豆類)               | 096-211-9359         |
| 園芸特産課(甘味資源作物)                       | 096-211-9401         |
| 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課(米、麦、豆類、甘味資源作物) | 098-866-1653         |

# 問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

## 地方参事官の連絡先

|      |       |              |
|------|-------|--------------|
| 北海道  | 札幌支局  | 011-330-8821 |
|      | 函館支局  | 0138-26-7800 |
|      | 旭川支局  | 0166-76-1277 |
|      | 釧路支局  | 0154-23-4401 |
|      | 帯広支局  | 0155-24-2401 |
|      | 北見支局  | 0157-23-4171 |
| 青森県  | 青森支局  | 017-775-2151 |
| 岩手県  | 岩手支局  | 019-624-1125 |
| 宮城県  | 宮城支局  | 022-266-8778 |
| 秋田県  | 秋田支局  | 018-862-5611 |
| 山形県  | 山形支局  | 023-622-7231 |
| 福島県  | 福島支局  | 024-534-4142 |
| 茨城県  | 茨城支局  | 029-221-2184 |
| 栃木県  | 栃木支局  | 028-633-3311 |
| 群馬県  | 群馬支局  | 027-221-1827 |
| 埼玉県  | 埼玉支局  | 048-740-5835 |
| 千葉県  | 千葉支局  | 043-224-5611 |
| 東京都  | 東京支局  | 03-5144-5253 |
| 神奈川県 | 神奈川支局 | 045-211-0584 |
| 新潟県  | 新潟支局  | 025-228-5211 |
| 富山県  | 富山支局  | 076-441-9300 |
| 石川県  | 石川支局  | 076-241-3154 |
| 福井県  | 福井支局  | 0776-30-1611 |
| 山梨県  | 山梨支局  | 055-254-6055 |
| 長野県  | 長野支局  | 026-233-2500 |
| 岐阜県  | 岐阜支局  | 058-271-4044 |

|      |       |              |
|------|-------|--------------|
| 静岡県  | 静岡支局  | 054-246-6121 |
| 愛知県  | 愛知支局  | 052-763-4492 |
| 三重県  | 三重支局  | 059-228-3151 |
| 滋賀県  | 滋賀支局  | 077-522-4261 |
| 京都府  | 京都支局  | 075-414-9015 |
| 大阪府  | 大阪支局  | 06-6941-9658 |
| 兵庫県  | 兵庫支局  | 078-331-5924 |
| 奈良県  | 奈良支局  | 0742-32-1870 |
| 和歌山県 | 和歌山支局 | 073-436-3831 |
| 鳥取県  | 鳥取支局  | 0857-22-3131 |
| 島根県  | 島根支局  | 0852-24-7311 |
| 岡山県  | 岡山支局  | 086-223-3131 |
| 広島県  | 広島支局  | 082-228-9676 |
| 山口県  | 山口支局  | 083-922-5412 |
| 徳島県  | 徳島支局  | 088-622-6131 |
| 香川県  | 香川支局  | 087-831-8151 |
| 愛媛県  | 愛媛支局  | 089-932-1177 |
| 高知県  | 高知支局  | 088-875-7236 |
| 福岡県  | 福岡支局  | 092-281-8261 |
| 佐賀県  | 佐賀支局  | 0952-23-3131 |
| 長崎県  | 長崎支局  | 095-845-7121 |
| 熊本県  | 熊本支局  | 096-211-8715 |
| 大分県  | 大分支局  | 097-532-6131 |
| 宮崎県  | 宮崎支局  | 0985-22-5919 |
| 鹿児島県 | 鹿児島支局 | 099-222-5840 |